

令和7年第2回上富田町議会定例会会議録

(第2日)

○開会期日 令和7年6月17日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (12名)

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	松 井 孝 恵
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	樫 木 正 行	12番	大 石 哲 雄

欠席議員 (なし)

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 笠松 昭 宏 主 幹 山 根 愛

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	樫 山 裕 子
総 務 課 長	十 河 貴 子	総 務 課 副 課 長	目 良 大 敏
振 興 課 長	芝 健 治	振 興 課 副 課 長	山 根 康 生
税 務 課 長	三 浦 誠	税 務 課 副 課 長	小 倉 一 仁
住 民 課 長	笠 松 由 希	住 民 課 副 課 長	木 村 弘 行
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福 祉 課 副 課 長	平 岩 晃
福 祉 課 副 課 長	出 羽 正 典	長 寿 課 長	宮 本 真 里
建 設 課 長	谷 本 和 久	建 設 課 副 課 長	樫 本 貴 寿

上下水道課長	谷 本 誠	上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史
教育委員会 事務局 長	瀬 田 和 哉	教育委員会 事務局副局長	吉 田 忠 弘
教育委員会 事務局 学校 給食センター 所 長	芦 口 正 史		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第 1 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 承認第 2 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 承認第 3 号 上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特
別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 承認第 4 号 令和 7 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 4 5 号 上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4 6 号 上富田町小規模多機能施設設置及び管理に関する条例を
廃止する条例
- 日程第 8 議案第 4 7 号 上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部
を改正する条例
- 日程第 9 議案第 4 8 号 令和 7 年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 0 議案第 5 0 号 物品購入契約の締結について（令和 7 年度 第 1 号 非
常備消防事業 小型動力ポンプ付水槽車購入）
- 日程第 1 1 議案第 5 1 号 物品購入契約の締結について（令和 7 年度 第 1 号 小
学校管理事業 タブレット端末購入）
- 日程第 1 2 議案第 5 2 号 物品購入契約の締結について（令和 7 年度 第 1 号 中
学校管理事業 タブレット端末購入）

△開 会 午前8時57分

○議長（松井孝恵）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回上富田町議会定例会を開会いたします。

本日も上着を取っていただいて結構かと思えます。当局の方も上着を取っていただいて結構です。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 一般質問

○議長（松井孝恵）

日程第1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

3番、平田美穂君。

平田君の質問は一問一答方式です。

まず、教育・福祉の視点からの物品支援のあり方についての質問を許可いたします。

○3番（平田美穂）

改めまして、皆様おはようございます。平田です。よろしくお願いします。

議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

大項目1番からの教育・福祉の視点からの物品支援のあり方についてです。

消費期限が近づいた備蓄物資の有効活用についてです。

今年3月、紀伊民報に、田辺市で市役所本庁舎の女性用トイレに生理用品を無料配布しているとの記事が掲載されました。これは同市の防災備蓄をローリングストックとして活用し、試行的な取組として、急に必要になった場合や困ったときに活用してと呼びかけられているものです。この取組は、小学生、中学生の女子を持つ保護者から上富田町でも導入してほしいとの声を受けました。

現在、上富田町では、2024年3月8日より町と契約する業者によって、生理用品等の確保と提供に関する災害用物資の確保と提供に関する契約を締結し、平常時には同店の在庫で物資を販売しながら一定量を確保し、災害発生時に提供してもらう新たな備蓄方式を導入しています。

上富田町は、売買予約権利金を支払い、災害発生時に物資購入代金を支払う仕組みで、

導入のメリットとしては、無駄の削減、数量の明確化、備蓄スペースの削減、在庫確認業務の簡素化、非常時購入経費の削減などが挙げられます。若いお母さん方から、どのように災害用物資が分配されるのか、今まで備蓄されていたものはまだ保管されているのか、それまでの古い備蓄用品はどのように処分されたのか、まだ保管されているのであれば、今後どうなるのか知りたいとのことでした。

特に紙類は、明確な消費期限は記載されていないことが多いですが、必要に応じて再利用や有効活用について検討が行われているとは思っていますので、有効活用について具体的に教えていただけますでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

初めに、上富田町では、災害用備蓄物資として飲料水、食料をはじめ、平田議員がおっしゃられた生理用品等も備蓄してございます。過去には、生理用品やおむつなど購入から10年以上経過したため、廃棄処分としたものもございます。現在は、備蓄物資は一度に大量に購入するのではなく、一定量を定期的に購入し期限が近づいた物から有効活用していくローリングストック方式により進めております。

今年度の取組の一例をご紹介します。

ご家庭で備蓄について考えていただけるきっかけとしていただきたく、消費期限の近づいたパンやアルファ化米を町内の小学校の全児童分を配付いたしました。また、社会福祉協議会のまちかどカフェなどで梅がゆの配付をお願いしております。

今後につきましても、議員から先ほどご紹介のありました田辺市役所の試行的な取組も参考に、消費期限などを確認しながら有効活用できるように進めてまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

ご答弁ありがとうございました。

せっかく備えている物資ですから、使えるものは無駄にせず、地域の皆さんのために役立てていただけるよう、これからも工夫して行ってほしいと思います。

特に子供や高齢者の方など、日頃から支援が必要な人たちにうまくつながる仕組みができれば、きっと町の安心感にもつながるはずです。今後も柔軟な発想で前向きに取り組んでいただけることを期待しています。

そして、子ども食堂についてなんですが、子ども食堂は食事の提供の場にとどまらず、居場所としての機能、さらには見えにくい子供の貧困への対策として極めて重要な役割を果たしています。このような社会的意義を踏まえ、現在、町が備蓄している賞味期限が近づいた食料等について、子ども食堂の地域福祉活動に有効活用していただけないか、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

子ども食堂で、ローリングストックの備蓄の配付につきましても、ご協力いただければ大変ありがたいというふうに考えております。その際はお声がけをさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、今年度、炊き出し用のアルファ化米が消費期限を迎えます。これは50人分が1袋となっているものでございます。既に炊き出し訓練用にとということでお申出もいただいているところですが、まだ10袋程度ございます。こちらにつきましても、子ども食堂でのご活用を併せてご検討いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

ご答弁ありがとうございます。

災害備蓄品の有効活用を通じて、こうした活動を行政が後押ししてくださるのは、関係者にとって大きな励みになります。ぜひスピード感を持って、実現に向けた調整を進めていただくとともに、今後も継続的な仕組みとしてご検討いただけますようお願い申し上げます。災害対策として、備蓄品を無駄にせず、同時に子供たちの生活支援にもつながる非常に意義深い取組になると考えております。

では、次に進みます。学校・公共施設における衛生環境の整備について。

学校の女子トイレに、自由に使える生理用品の設置を提案します。

子供たちの心身の健康を維持し、安心して学校生活を送るための環境整備の一環として、女子トイレに生理用品を常設する取組が全国的に広がっています。中学校の女子トイレで自由に使える生理用品の設置を進める自治体は、2024年10月時点で926自治体と報告されております。背景には、生理の貧困が社会的課題となっていることがあり、生理用品の配布に関して必要性を認識し支援を行っています。

また、生理用品はトイレットペーパーと同様に必要という認識がない人が多過ぎるのではないのでしょうか。生理の理解が広がらない現状も生理の貧困として考えられるべきで、特に若者や低所得層において、生理用品の確保が困難な場合があることも指摘されています。

現在、上富田町内の小中学校では、生理用品が必要になった場合には保健室に取りに行くようになっていました。先生方には、児童生徒が安心して保健室に立ち寄れるよう、日頃から何でも相談できる関係づくりに努めていただいていることに感謝を申し上げます。

また、生理用品に関して、保健室で手渡すことで児童生徒の様々な状況把握もできる、そういった思いもあるかと思えます。しかし、経済的理由や様々な家庭環境により、生理用品の入手が困難な子や急に生理になってしまった、また、持ってくるのを忘れた、足りなくなったという状況においても、保健室に行くのは恥ずかしい、行きづらいと、そういった子供がいます。そんな子供への配慮のためにも、生理用品を保健室だけでなくトイレにも設置する必要があるのではないかと考えます。これは単に、この生理用品を置くから子供たちが助かるだけの話ではなく、この生理というのは妊娠、出産をするという大きな役割を果たすのに非常に大切なことで、この理解を男子もすることによって、男女がこの社会で大人になって平等に働く社会につながっていき、少子化対策の一助になるのではないかと考えております。

上富田町では、子供たちが安心して学び、成長できる環境づくりに力を注いでこられました。その中で、今回は学校や公共施設のトイレにおける生理用品の無料設置について提案いたします。突然の生理は誰にでも起こり得る自然な現象です。しかし、特に学生や若年層にとっては、生理用品がない、その一つの不安だけで授業に集中できなくなったり、学校に行くことをためらったりすることがあります。生理用品はぜいたく品ではありません。必要なときに必要な人がすぐ使える状態を整えることは、私たち自治体の役割でもあると考えます。

今、全国では学校や公共施設のトイレに、生理用品を設置する取組が広がっています。それは、困っている人が声を上げなくても支援を受けられる優しいまちづくりを目指す動きでもあります。上富田町においても、学校や公共施設の女子トイレに生理用品を常設することで、誰にも言えず困っていた子供や若者たちに静かに寄り添う支援となり得ます。この取組は単なる物品配布ではありません。困ったときに支え合える地域社会、声を上げなくても尊厳が守られる仕組みを形にするものです。

設置に係る費用は、町予算規模からすれば決して大きくありません。しかし、その効果は大きく、例えば登校意欲の維持や若年層の安心感の向上など、教育環境の質にもよ

い影響を与えると期待されます。生理用品がなかったから学校に行けなかった、恥ずかしくて誰にも言えなかった、そんな声の上富田町から出ないように、思春期の子供たちがもっと安心して過ごせる環境を整える一歩として、学校や公共施設のトイレへの生理用品の無料設置について、前向きなご検討をお願いしたいと思いますが、教育長のお考えはどうでしょうか、よろしく申し上げます。

○議長（松井孝恵）

教育長、宮内一裕君。

○教育長（宮内一裕）

お答えいたします。

現在、学校では保健室において生理用品を常備し、無料配布の対応を行っております。直近の利用状況ですが、1校当たり数個という状況でございます。また、保健指導で配布することもございます。平田議員言われるように、生理用品を必要とする児童生徒への対応は必要であると考えています。提供方法や設置場所等の工夫をすることが求められています。

加えて、児童生徒の心身の影響を考慮して、相談できる体制を構築することなど、丁寧な対応も求められているところです。さらに、子供たちに寄り添い理解し、コミュニケーションを図っていくためには、養護教諭の役割は大変重要であると考えております。

つきましては、平田議員のご提案のトイレの生理用品の設置について、学校とも相談しながら前向きに検討してまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

ご答弁ありがとうございます。

前向きにご検討いただけるとのご答弁をいただきました。その姿勢に感謝を申し上げます。

生理用品の無料設置は、性別や年齢にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会を実現するための一歩と考えております。特に若年層や経済的に困難な状況にある方々への配慮という視点からも非常に重要な施策だと思います。今後とも、子供たちに寄り添った学校環境の充実にご尽力いただきますようお願いいたします。

では、次に進めます。障害のある子どもを持つ家庭に対する「親なきあと」の支援についてです。障害のある子供を育てる家庭における親亡き後の支援体制について質問いたします。

障害のある子供を育てる保護者の多くが不安として挙げるのが、自分たちが亡くなっ

た後、または支援ができなくなったときにこの子はどうなるのかという親亡き後の問題があります。

厚生労働省の調査によりますと、知的障害のある方の7割が親と同居しており、そのうち親が高齢であるケースも増加しています。私も同様の不安を抱える家庭から幾つか相談を受けました。親亡き後問題は、親が元気なうちから準備しておくことが大切ですが、現実には支援にたどり着けないケースが少なくないと感じています。

そこで、町として、今後どのようにこの問題に向き合い支援していくのか、以下の点について伺います。

①の町内の実態把握についてです。

障害のある子供を育てる家庭が町内にどれほど存在し、親亡き後に対する不安や課題をどのように認識されているのか、現状の把握は進んでいるのでしょうか。現状の把握と課題認識について伺います。答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

福祉課副課長、出羽正典君。

○福祉課副課長（出羽正典）

お答えします。

障害のあるお子様を育てるご家庭につきましては、障害福祉サービスの利用申請に係る実態調査や関係機関との情報共有等を通じて、現状の把握に努めております。

いわゆる親亡き後への不安や課題としては、生活の継続に関する不安、経済的な不安、社会的孤立への懸念など様々な要素が挙げられます。そうしたご家庭からの相談につきましては、担当職員による訪問調査や本庁への来庁による面談、電話での対応など、ご相談者の状況やご希望に応じて対応しているところでございます。

また、本町以外での相談窓口といたしましては、福祉圏域1市4町で構成する西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわへのご相談も可能であり、各種の相談手法を活用しながらそれぞれのご家庭が抱えるお悩みやお困り事の把握に努めております。

現行の障害福祉サービスにおいては、個々のご家庭に応じた支援にはつながっているものと認識しておりますが、保護者やご家族が抱える不安や課題は多岐にわたるため、今後も引き続き、第一の相談窓口として丁寧に状況を把握し、適切な支援制度等につなげながら一つ一つ課題の解決に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

ご答弁ありがとうございます。

障害のあるお子さんを育てる家庭に対し、日頃から実態調査や関係機関との連携を通じて状況把握に努めていただいていること、また、にじのわなど広域的な支援の活動についても触れていただき、心強く感じております。

しかしながら、親亡き後への不安は、単に福祉サービスの枠内だけで解決できるものではなく、家族の将来像を基に描いていく支援や制度の谷間に落ちないような柔軟な支援体制が不可欠です。特に、保護者が高齢となり支援が困難になってからではなく、元気なうちから将来の備えを始めるようなライフプラン支援や成年後見制度利用の促進、親亡き後を支える地域ネットワーク構築など、より踏み込んだ取組も今後検討いただきたく存じます。

引き続き、当事者の声を丁寧にすくい上げ、一人一人が安心して地域で暮らし続けられるよう、町としての支援のさらなる充実を強くお願い申し上げます。

続いて、②の将来に備えた相談支援体制の整備についてです。

現在の福祉相談体制の中で、親亡き後を具体的に見据えた相談支援体制は整っているのでしょうか。相談窓口や支援制度の現状を教えてください。

また、成年後見制度や住まい、金銭管理、緊急時の支援など、個別に不安を抱える家庭に対してどのような対応が可能か、お聞かせください。

また、かしのき支援センターなど、既存施設によるライフプラン支援の実施状況と課題についてもお知らせください。答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

出羽君。

○福祉課副課長（出羽正典）

お答えします。

相談者からのご相談につきましては、福祉課に配置しております専門職員が対応し、必要に応じて関係支援機関との連携を図る体制を整えております。

また、先ほどご説明いたしましたにじのわにおきましても同様の支援体制を構築しており、相談者のニーズに即した適切な支援の提供が可能となっております。

親亡き後に関する具体的な支援の例といたしましては、障害のあるお子様が単独で生活することが困難な場合が多く見受けられます。そのような場合には、地域で自立した生活を送るために共同で生活する共同生活援助、いわゆるグループホームの選定を支援するとともに、見学や体験利用の際には職員が同行し必要な支援を行っております。

また、ご質問の法定後見制度など、権利擁護制度の手続に関するご相談につきましても、必要に応じて上富田町権利擁護支援推進協議会並びに関係機関との連携によるチー

ムケアの体制の下で対応を行っております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

ご答弁ありがとうございます。

現在、福祉課における専門職員の配置や、にじのわでの支援体制の整備がなされていること、また、親亡き後への対応として、グループホームの支援や見学同行など、実践的な支援が行われていることについて理解いたしました。

一方で、親亡き後の問題は、将来的な生活設計や親亡き後の不安を抱える家族にとって非常に切実で、早期からの情報提供や相談支援が何より重要だと考えております。特に、まだ支援制度を知らない、あるいは制度の活用に不安を抱えるご家庭に対しては、能動的なアプローチや相談の入り口支援のさらなる工夫が必要ではないかと感じております。

今後は、地域全体で障害のある方の人生設計を支えられるよう、相談支援体制の見える化や本人の意思決定支援、成年後見制度を含む権利擁護のさらなる充実にも期待したいと思います。引き続き、本人と家族が安心して将来を描ける地域づくりに向けて、ご尽力をお願いいたします。

では、続いて、3の地域とのつながり支援についてです。

親がいなくなった後も、障害のある方が地域の中で孤立せず安心して暮らせるよう、地域とのつながりを日頃から築いておく取組も必要です。例えば見守り支援ネットワークや地域共生社会の観点からアプローチも必要ではないでしょうか。町として地域の理解促進とつながりの強化にどのように取り組んでいくのか、お伺いします。ご答弁お願いします。

○議長（松井孝恵）

出羽君。

○福祉課副課長（出羽正典）

お答えいたします。

施設等への入所とは別に、障害のある方が地域の中で孤立せずに安心して生活していくためには、日頃から地域とのつながりを築いていくことが極めて重要であると認識しております。そのため、本町においても民生委員の皆様が身近な相談相手として、加えて、地域と行政をつなぐ橋渡し役として日頃からご尽力をいただいております。

昨年度は、民生委員を対象に、にじのわから支援対象者との関わり方について説明等をいただき、支援活動における気づきの視点を深めていただく機会を設けさせていただきました。

また、地域福祉の一役を担う社会福祉協議会との連携も、地域の福祉課題の解決に向けて欠かせないものであると認識しておるところであります。ご承知のとおり社会福祉協議会は、まちの地域福祉計画を推進する上で、重要かつ先導的な役割を担っていただいている機関でございます。

今後におきましても、地域における福祉課題に的確かつ継続的に対応できるよう、まちと社会福祉協議会、そして、民生委員との連携をこれまで以上に強化し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

ご答弁をいただき、ありがとうございます。

障害のある方が地域で孤立することなく、安心して暮らせる環境づくりには、地域の理解とつながりが不可欠であるという認識に私も深く共感しております。

民生委員の皆様のご尽力に加え、社会福祉協議会との連携がますます重要になる中で、地域福祉課題に対して確実かつ継続的に対応していくためには、さらに一步踏み込んだ地域全体での支援体制づくりが求められていると感じます。とりわけ障害のある方自身の声やご家族の声を丁寧に拾い上げる場の確保や、地域住民への普及啓発活動の強化など、現場の気づきを支援につなげる仕組みの充実をお願い申し上げます。

最後ですが、本日は親亡き後の問題について真摯なご答弁をいただき、ありがとうございました。親御さんたちは、我が子の将来に最後まで責任を持ちたいと願いながら、いつかはその手を離さなければならない日が来ることを胸の奥に抱えています。その思いは、私たち一人一人が受け止めるべき地域の課題です。この問題は一朝一夕に解決するものではありませんが、当事者や家族が自分たちは一人ではないと感じられるまちであってほしいと強く願っております。たとえ親がいなくなっても、このまちが支えてくれると感じられるように、誰もが安心して暮らせる地域づくりを今後も進めていってほしいと思います。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（松井孝恵）

これで、3番、平田美穂君の質問を終わります。

9時35分まで休憩いたします。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時33分

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

引き続き一般質問を続けます。

2番、栗田八郎君。

栗田君の質問は一問一答方式です。

まず、防災対策についての質問を許可いたします。

○2番（栗田八郎）

皆さん、改めておはようございます。栗田八郎です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

私自身、議員としてのライフワーク、それは防災対策、減災対策であります。地域課題並びに行政課題は多種多様であり、さらに現在では課題内容が高度化、複雑化してきております。しかし、どんな時代になっても一番大切なのは人の命、人命であります。上富田町の住民の皆様の生命、財産を守ることは、政治と行政の一番の仕事だと私は考えております。

昨年6月定例会の一般質問に引き続き、土砂災害から住民の生命、財産を守るという視点に立ち、私自身、聞きたかったことを全て聞くことができなかったもので、再度、一般質問をさせていただきます。

今回は、私が言いたかったことを端的に申し上げます。前回の答弁にもありましたとおり、急傾斜地崩壊警戒区域が447か所、土石流警戒区域が119か所、地滑り警戒区域が4か所、合計570か所が上富田町内で警戒区域指定されているわけであります。

その中で、和歌山県県土整備部に対して、砂防事業や急傾斜地対策事業において、国の補助事業に採択されると予測される箇所を上富田町としてあぶり出し要望してはいかかと思っております。

前回、町長答弁にもありましたとおり、ハード対策は国や県に対して計画的に、国庫の確保も含めて毎年数か所でも要望していくとの内容の答弁をいただきましたが、私の質問を受けて、その後、新規要望に向けてどのようにしているのか、現在の進捗状況をお答えください。

○議長（松井孝恵）

建設課副課長、樫本貴寿君。

○建設課副課長（樫本貴寿）

お答えします。

議員よりご説明がありましたが、昨年6月議会の一般質問におきまして、町長より、土砂災害から住民の皆様の生命、財産を守ることが最も大事であり、また、大規模化する災害から少しでも被害を抑えるためにも、ハード対策は毎年数か所ずつでも継続的に事業実施に向け、県のほうに要望していきたいと答弁させていただきました。

その後であります、砂防事業として県に要望するには幾つか採択要件をクリアする必要があります。そのため、まず、和歌山県の土砂災害マップや本町の地域防災計画を確認し、町内において指定されている土砂災害警戒箇所並びに保全対象施設である人家、避難所及び学校など公共施設の位置について、その関係性が分かるよう図面にプロットし、次に、災害対策本部となる本庁舎はもとより、各避難所や重要となる防災拠点へのルートについて国道や県道及び町道に区別し、プロットした図面と重ねることで、土砂災害などが発生した際に、どのルートが被災により通行できなくなるのかが明確になってきました。

また、採択要件を調査する中におきまして、本庁舎並びに各避難所や重要防災拠点へのルートについて、上富田町地域防災計画に避難路として指定することで、採択の優先度が上がることも分かりました。そのため、現在、作成した図面を基に本町の地域防災計画に避難路として位置づけできるよう進めているところでございます。また、こうしておくことで、災害時、まず、どのルートを道路警戒すべきかが明確となるため、和歌山県やご協力していただける業者とも迅速な調整が可能となります。

今後としましては、具体的に要望活動を進めていくに当たり、まずは、県と事前協議を行い、採択可能と確認できれば、費用対効果の大きい箇所より優先順位を付し、また、地元住民や利害関係者へ事業要望について説明を行い、ご協力が得られれば正式に県へ新規要望書を提出する予定であります。

当町としましては、住民が安心して居住できる地域の形成を目指し、抜本的な土砂災害防止を目的として、砂防事業並びに急傾斜事業の推進を図り、安全・安心な地域づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○2番（栗田八郎）

県への新規要望書提出に向けて進めていただいていることは分かりました。また、今後進めていくに当たり、議員として政治の立場で協力できることがあれば、相談いただければと私は思っております。

もう一点、お聞きします。現在、既に整備されている砂防施設や急傾斜施設についてですが、中には相当の年月が経過している施設もあると思われれます。このような既存施設に対する取組についてお答えください。

○議長（松井孝恵）

檜本君。

○建設課副課長（檜本貴寿）

お答えします。

既に完成している砂防や急傾斜施設であります。施設管理者である和歌山県のほうで5年に1度の定期点検を実施しております。考え方としましては、橋梁やトンネルと同様で、国により定められている施設の健全度評価を実施し、その評価結果により計画的に修繕等を実施していくものであります。

なお、和歌山県によりますと、西牟婁振興局建設部管内における砂防や急傾斜施設の定期点検を今年度実施するとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○2番（栗田八郎）

今回、砂防事業及び急傾斜事業に専念して取り組んでおられることが分かりました。今後は、なるべく早期に事業を形にできることを願い、次の質問に移ります。

○議長（松井孝恵）

どうぞ。

○2番（栗田八郎）

次の質問に移ります。

町道について。

町道の維持修繕費等についてを質問したいと思います。

上富田町民の皆様が町議会議員に選んでいただき、はや3年が過ぎ、来年春には改選を迎えることとなります。町議になり、以前にも増して上富田町内各所に出向く機会が格段に増えました。そこで気づいたこと、それは町道の舗装等が悪い箇所、そして、消えている外側線が多いことです。私に対する住民の皆様からの要望も舗装等に対する要望が多いのが現状であります。しかし、財政規模の小さな上富田町では、住民の要望に

全て対応することは大変難しいと重々分かっております。限られた財源の中で、町道の維持管理をしていただいていることも理解しております。

そこで、質問です。上富田町の予算編成の中で、道路の維持修繕予算を当初予算でどの程度措置しているのでしょうか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

樫本君。

○建設課副課長（樫本貴寿）

お答えします。

令和7年度の道路維持修繕予算は、道路橋梁維持補修工事請負費としまして、当初予算で3,500万円であります。

主な使用用途としましては、議員のご説明にもありました傷んだ路面を修繕する舗装修繕や道路排水施設である側溝の修繕、通行に支障となる立ち木等の除去、町内会要望などによる町道修繕に使用しております。また、必要に応じてその都度、補正をお願いしております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○2番（栗田八郎）

ただいま答弁いただきましたが、当初予算約3,500万円の修繕費用では、あまりにも少な過ぎるかなと思います。

また、町内会からの要望内容も舗装修繕や草刈りなど、ほとんどが建設課関係の要望と聞いたことがあるのですが、町内会要望全体における建設課関係への要望状況についてお答えください。また、要望に対する対応状況もお答えください。

○議長（松井孝恵）

樫本君。

○建設課副課長（樫本貴寿）

お答えします。

町内会要望、過去3か年を見てもみますと、継続要望もありますが、3年前の令和4年度では全体が220件で、うち建設課関係が166件、割合にしますと約75%、令和5年度では全体が189件で、うち建設課関係が142件、同じく約75%、令和6年度では全体が213件、うち建設課関係が161件の約76%であります。

過去3か年を平均すると、町内会要望全体の約75%が建設課への要望となっております。また、これら要望に対しましては、1件1件現地を確認の上、緊急性などを考慮

し、順次対応しているところであります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○2番（栗田八郎）

今、答弁いただいたとおり、町内全体の約75%も建設課への要望であります。これらの要望に対し、少ない予算の中でやりくりするのは大変厳しいと思います。上富田町における行政課題は、複雑多岐にわたるものだと周知しております。奥田町長を先頭に、その課題に真摯に向き合い、役場職員の皆様が一丸となり住民サービスの向上に取り組んでいることも分かっております。

私の持論、住民の生命、財産を守るのは、政治と行政の1丁目1番地、最優先課題だと私は思っております。町道の舗装等が悪いと、歩行者、自動車等の通行に支障を来します。思わぬ事故を誘発する可能性もあります。

そこで、質問です。私の一般質問を受けて、少し早いと思いますが、来年度の予算編成に向けて、町の維持修繕費を増額してはいかがと思いますが、町長の見解、答弁を求めます。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

当町の道路は、整備から50年以上経過した道路が多くを占めているため、各地において老朽化による路面の陥没や亀裂、排水施設の漏水など、多々修繕要望を受けております。

私としましては、舗装や側溝の修繕をはじめ、排水施設の清掃、また、草刈りであったり緊急を要する崩土除去や倒木処理など、道路維持修繕費の必要性は十分に理解をしているところです。そのため、道路維持修繕の予算につきましては、令和元年度の当初予算では2,000万円でありましたが、令和7年度では3,500万円と増額しており、また、先ほど副課長の答弁にもありましたが、必要に応じて補正をお願いし、その都度対応させていただいているところでございます。

また、継続的に実施している道路改良などは別枠として予算措置もしております。

来年度の道路維持修繕費につきましては、ほかの事業もありますので、その辺を見極めた上で、増額の有無を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○2番（栗田八郎）

確かに他の事業等もあると思います。予算も令和元年より1,500万円増額されていることも分かります。昨今の物価の高騰や人件費の高騰により、工事単価も高騰していると思われまますので、検討していただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

○議長（松井孝恵）

どうぞ。

○2番（栗田八郎）

工事契約について。

単価契約の制度についてを質問したいと思います。

町建設課では様々な町内の土木、建築行政等に日々取り組んでいただいていることは周知しております。時には緊急を要する場合は、土木行政職員でありながら土木現場作業員のように、比較的容易な、できると思われる現場作業を行っていることも、私は何度も何度も目の当たりにしてきました。本当に頭の下がる思いであります。建設課の職員の皆様に深く感謝申し上げます。

しかし、土木行政職員は、実際に専業で土木作業を行っている専業技術者ではありません。以前ですが、地元選出の県議会議員と住民からの要望をいただいた現場を西牟婁建設部職員と一緒に視察に行きました。地元選出県議会議員の方から発せられた言葉の中に、単価契約という言葉を目にしました。

単価契約とは、一定期間内で規格や単価だけをあらかじめ決定しておき、請負金額は実績に基づいて決める契約方式であります。反復継続して行う簡易な維持補修工事や緊急工事で数量を確定できない場合に用いられます。対して単価、数量及び契約金額を確定して行う契約方法は総価契約といい、基本的な契約方式であります。官公庁の契約においては、単価契約は例外な扱いであり、通常は総価契約が原則であります。

そこで、質問です。上富田町ではこの単価契約という契約方式を活用しているのでしょうか、答弁お願いいたします。

○議長（松井孝恵）

檜本君。

○建設課副課長（檜本貴寿）

お答えします。

当町では、現在、単価契約方式は実施しておりません。簡易な維持修繕や緊急修繕な

どは、地域性や迅速性を考慮して各地区の地元業者を基本に、見積りによる随意契約を実施しております。また、議員がおっしゃられたように、建設課の職員が現場に出て作業することもございます。緊急時であったり比較的単純な作業である場合に対応しているところでもあります。

単価契約について和歌山県によりますと、各建設部が発注する舗装工事、電気工事、土木一式工事におきまして、管内の地区ごと、西牟婁振興局建設部では旧市町村単位で単価契約を締結し、1か所当たり50万円程度までの小規模な修繕におきまして対応しているとのことであります。その背景には、住民のニーズに対する緊急的な要望に速やかに対応できるメリットがあると聞いております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○2番（栗田八郎）

単価契約を行っていないことであります。

公共調達は、公平・公正かつ厳格に行わなくてはなりません。しかし、その反面、総価契約方式では、民間企業などに比べて受発注時に時間を要することが多いのが現状であります。緊急を要する場合や軽微な比較的に多額の予算が生じないと思われる工事に対して、単価契約を活用し迅速な発注業務を行ってはいかがかと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

樫本君。

○建設課副課長（樫本貴寿）

お答えします。

単価契約は、工事量が不確定な場合や数量変更が多い場合に柔軟に対応でき、実際に使用した数量をベースに請求が行われるため、透明性が高いというメリットがあります。そのため、簡易な維持修繕や緊急修繕に効果的とされております。一方、一般工事と同様の積算となるため、随意契約に比べ工事費が高くなる傾向にもあります。

当町としましては、簡易な維持修繕や緊急修繕に入札での単価契約を活用することで、現在の随意契約に比べ透明性及び公平性が保たれる上、発注時の事務量減少により、より一層迅速な対応が可能と考えられます。

また、契約時の特記仕様書等により、請負業者に対する緊急対応の必要性について認識向上にもつながると思われまます。つきましては、地域住民のニーズに速やかに対応できるよう単価契約のメリット、デメリットを踏まえ、発注数や地区割りなど発注形態を

熟慮し、単価契約実施に向けて研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○2番（栗田八郎）

透明性、公平性が保たれて、迅速な対応ができるとのことでございました。研究していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

○議長（松井孝恵）

どうぞ。

○2番（栗田八郎）

次ですが、脱炭素社会について。

木造、木質化についてを質問したいと思います。

近年、世界的な異常気象で、豪雨災害や大規模な山火事等が起こり、災害の激甚化が顕著になっております。その一因とも言われているのが地球温暖化であります。

地球温暖化の原因は、CO₂の排出であると考えられます。そのCO₂排出を制御するために、現在、世界的に取り組んでいる施策がカーボンニュートラル、脱炭素社会の構築であります。現在、世界的にCO₂削減に向けて英知を絞り、脱炭素社会の構築に向けての取組を行っていると思います。

身近なところでは、私たちが日々使用する自動車のハイブリッド化、電動化等、一般家庭でも消費電力を制御する電化製品など、脱炭素は私たちの生活にも身近になってきております。2050年のカーボンニュートラルに向けて、日本政府は温室効果ガスの排出ゼロにすることを目標にしていることは皆様もご周知のことと存じます。一口にカーボンニュートラル、脱炭素社会の構築といっても様々な施策を行う必要性があり、全世界の人々が取り組まなくてはならない問題であります。

近年ですが、脱炭素に向けての有効な施策の一つとして取り組んでいるのが建物の木造、木質化であります。木材には炭素を貯蔵する効果があると言われます。また、切って、使って、植えて、循環型社会の構築が図られ、山の手入れを行うことにより炭素の吸収力が増すこととなり、都市部では2050年のカーボンニュートラルや木材による炭素固定への注目が高まり、低層だけではなく中高層ビルなど、非住宅建築物での木材利用も増加傾向にあり、また、スーパーゼネコンの一角と言われる清水建設では、創業時より連綿と受け継いできた木の文化、技術、魅力の発信拠点の整備に向け、東京木工場の全面建て替えを行い、増大が見込まれる木造需要に対するバリューチェーンの核に

なるとともに、木の文化、技術、魅力の発信拠点にすることを目標に、巨額の予算を投入したと報道で公表されておりました。建築物においては、現在、木造、木質化がトレンドの一つとなっております。

一方で、木造は、耐火性や遮音性などの問題があると言われていますが、耐火基準も変わり、新たな工法、新建材の開発により、以前に比べて耐火性や遮音性は格段に向上していると聞いております。

また、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に比べ建設コストが高いと聞きますが、本当なのでしょうか。木造建築物は鉄骨造、鉄筋コンクリート造に比べその重量も比較的軽く、基礎工事も安価で済むと聞いております。

また、地盤改良費用も縮減される可能性もあり、建築物の木造、木質化においては、国や県の予算的補助メニューも鉄骨造、鉄筋コンクリート造に比べて手厚く、森林環境譲与税の活用等々、様々な予算措置も可能な状況だと思われま。

和歌山県でも木造利用方針を取りまとめ、基本的に低層4階、3,000平米以下は木造で検討すると方針化されております。その結果、上富田町では昨年開校した南紀はまゆう支援学校の建て替えに際しては木材化を図り、また、100周年を記念して建てられた県立熊野高等学校では講堂や寄宿舎を木造で建築しております。

そこで、質問です。今後、上富田町で、公共建築物において大規模改修や新築建物を検討する際に、木造、木質化を図られてはどうでしょうか。脱炭素に資することができ、建築予算の縮減につながる可能性は秘めていると私は思います。紀の国和歌山の語源は、樹木の木の国と言われております。

また、奥田町長や私の母校、地元上富田町にあります県立熊野高等学校はもともと林業学校であります。そして、上富田町内には製材工場や貯木場等もあり、昔から木材産業の拠点であったと私は思っております。上富田町内企業の健全育成も上富田町にとっては重要な行政課題の一つだと思いますが、町内公共建築物の木造、木質化に対する考えについて、町長の考えをお答えください。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

議員がご説明のとおり、現在、世界各国で脱炭素化社会の構築に向け、様々な分野においてカーボンニュートラルを目指す議論、取組がなされております。この中において、公共建築物の木造、木質化につきましても、木造は建築時に炭素排出が少なく、木は炭素を固定し貯蔵する特性から脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木

材の利用の促進に関する法律及び建築物における木材の利用の促進に関する基本方針により公共建築物への木材利用が推進されております。

当町におきましても、上富田町木材利用方針を定め、まちが整備する公共建築物は可能な限り紀州材を使用するとしております。低層の公共建築物においては、原則として木造化を図るものとし、それ以外の建物であっても技術開発や建築基準の合理化の進捗状況、木造化に関するコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、積極的に木造化を推進するものとしており、また、特に町民の目に触れる機会が多い内装部分の木質化を推進しております。

議員のご説明にもありましたが、脱炭素の観点から、近年、中高層建築物への木材利用が普及しつつあります。当町では、令和元年度に紀州材を加工した県内初のCLT構造により岩田公民館を建て替え、また、令和6年度には、南紀の台公民館の内装の一部に紀州材を使用しました。

今後につきましても、公共建築物の大規模改修や新築を検討する際には、積極的に木造、木質化を図っていきたいと考えており、また、木造、木質化のメリット・デメリットを踏まえ、木造化が難しい場合でも内装部分などの木質化を図るなど、可能な限り紀州材を使用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○2番（栗田八郎）

木造、木質化にもメリット・デメリット等はあると思います。しかし、環境への貢献、健康への配慮、経済的なメリットとよい点もたくさんあると私は思います。多くの方々が快適な空間を実現され、また、紀州材を使用等、地域の活性にもつながると思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松井孝恵）

これで、2番、栗田八郎君の質問を終わります。

10時30分まで休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時28分

○議長（松井孝恵）

再開します。

引き続き一般質問を続けます。

8番、中井照恵君。

中井君の質問は一問一答方式です。

まず、こども誰でも通園制度についての質問を許可いたします。

○8番（中井照恵）

皆様、おはようございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

まず、最初の質問は、こども誰でも通園制度についての質問をさせていただきます。

2023年12月22日、こども未来戦略が閣議決定されましたが、このこども未来戦略とは、子ども・子育て政策を抜本的に強化するための戦略ということですが、これに基づき新たに創設されることとなったこども誰でも通園制度が、いよいよ来年、2026年から開始される予定となっています。

こども家庭庁によりますと、この事業の実施要綱には、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とするとあります。この多様な働き方というところとライフスタイルに関わらない形での支援というところがポイントになってくるのだと考えます。

この事業の対象年齢は、生後6か月から満3歳未満ということですが、認可されているところと無認可施設では少し違いもあるようです。近年、子供を取り巻く家庭環境も様々に変わってきています。保護者の多様な働き方やライフスタイルに子供は大きく影響を受けますし、日本の家族の形も大家族が当たり前の時代から核家族化への変化、そして共働き世帯の増加など、子育てへの負担が時代とともに大きく変化してきています。そんな中、来年から始まるこの制度の開始により、一層子育て家庭の負担が減ることを期待したいところです。

それでは、まず初めに、この事業開始に向けての受入れ体制についてお伺いします。

この制度の実施主体は上富田町になるのですが、実際の受入れ施設はどこになるのでしょうか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

福祉課副課長、平岩晃君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

お答えをいたします。

国の実施要綱では、各市町村において最低でも1か所を設置し、全ての児童が利用で

きるように実施する必要があるとされております。

当町におきましては、町立はるかぜ保育所がまちの中心部に位置しており、どこにお住まいの方でも利便性にも問題がないと考え、町立はるかぜ保育所1か所での実施を予定しております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

ご答弁もいただきましたが、最初は公立保育所のはるかぜ保育所のほうで、このこども誰でも通園制度が実施予定ということをお聞きしました。

次に、今までの上富田町において、現状取り組まれている事業との違いについてお聞きします。

上富田町では、今まで一時預かり事業として、はるかぜ保育所内でこうまのおへやという一時預かり事業をやってこられました。この一時預かり事業の内容とこども誰でも通園制度との違いはどのようなものになるのか、お聞きします。

○議長（松井孝恵）

平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

お答えをいたします。

現在、上富田町では、町立はるかぜ保育所において一時預かり事業を実施しています。利用対象は、町内に住所があり生後6か月から就学前の児童で、定員は1日3人まで、保育所が休みの日を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時30分の間としています。利用料は1時間400円となっていますが、町独自の施策として、子育て支援軽減施策事業を実施しており、利用料の2分の1、年度につき上限1万5,000円を補助しています。また、年間の利用時間や日数に制限はございません。

次に、こども誰でも通園制度につきまして、この制度は全国どなたでも利用することができ、対象は生後6か月から3歳未満の児童で、国の指針により児童1人につき月10時間まで利用が可能となっています。利用料は1時間当たり300円、もしくは一時預かり事業と同水準の料金ということが示されております。

事業の違いといたしましては、こども誰でも通園制度には対象年齢や利用できる時間の制限がありますが、一時預かり事業にはそのような制限はございません。

一方、こども誰でも通園制度は、住所地にかかわらず全ての方が利用可能ということになります。その他の内容については違いはなく、町内にお住まいの方が一時預かり事

業ではなく誰でも通園制度を利用することも可能ですが、一時預かり事業を利用するほうが利便性が高い場合もございますので、今後も受入れ体制を整えながら両方の事業を並行して実施していく予定としております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

一時預かり事業とこども誰でも通園制度の違いについてお聞きしました。

一時預かり事業のこうまのおへやは、時間制限、年齢制限、未就学児までですけれども、それはないという事業なので、上富田町内に住所がある方ならそちらのほうが、利便性が高いという、そういうよい面があるということですよ。

他方で、こども誰でも通園制度は、日本国内の各市町村で最低でも1か所は実施されるということでご説明いただきました。

そのご家庭のご都合で必要性があれば他市町、市町村のどこでもこの事業の利用が可能だということが分かりましたが、利用される方が最初は混乱しそうなので、確認のため質問させていただいたところです。

来年の実施に当たっては、まちでも保護者の方向けにアナウンスといたしますか、こういう制度が始まるよというようなことをお知らせすることになるかと思っておりますので、分かりやすい内容になるように、また、お知らせいただけたらと思います。

次に、環境整備についてお聞きします。

保育士の確保、また、保育室等の環境整備についてですが、はるかぜ保育所の現状の建物内で、今までのこうまのおへやの一時預かり事業と来年から始まるこども誰でも通園制度の受入れが同時に行われるのか。

また、利用料金についてですが、先ほど参考にお聞きしましたが、利用者の負担額は、まちではどのようになる見通しかについてお聞きします。

○議長（松井孝恵）

平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

お答えをいたします。

受け入れる建物や部屋につきましては、町立はるかぜ保育所内の一時預かり事業を実施している部屋で行う予定です。

国の実施要綱では、部屋を分ける必要はありませんが、専任の保育士を配置する必要があるため、来年度の開始に合わせて最低でも1名を新たに雇用し、増員する予定であ

ります。

利用料金につきましては、国から示されている児童1人当たり1時間300円を基本に利用者の負担額を現在検討中です。

以上です。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

新たに専任の保育士さんをまた1人雇用されるということ、利用金額は国の基準で考えておられるということですね。

それでは、次に、こども誰でも通園制度の受入れ人数についてお聞きをします。

受入れの対象が生後6か月から3歳の誕生日までの子供さんとなるのですが、低年齢ですので何人でも受入れができるというふうにはいかないのではないかと考えます。

受入れ人数の基準はどのようにお考えでしょうか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

お答えをいたします。

誰でも通園制度における1日の受入れ人数につきましては、現在、実施している一時預かり事業の利用人数の実績を踏まえて設定したいと考えております。

令和6年度の実績では、一時預かり事業における1日当たりの平均利用人数は、5歳児までで約1.4人となっています。誰でも通園制度は、対象年齢が3歳未満と一時預かり事業に比べて年齢幅が狭まりますが、一定の利用ニーズを考慮し、当面の間は1日当たり3人までの受入れ定員として運用したいと考えております。

今後、受入れの要望が増加するようであれば、保育士の増員、受入れ定員の増加を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

それでは、利用状況を見て、まず実施される、多分、当面1年間は状況を見ないと駄目なので、3人が限度ということを入れて進めていくというような格好でよろしいんですね。分かりました。

次に、受け入れる側の環境整備や人の確保はもちろん、準備の中では保育士さんの研

修なども必要ではないかなというふうに考えます。それは、受け入れる側の戸惑いを小さくして、安心・安全な受入れ体制をつくるためにも必要だと考えます。このような点について、まちではどのように準備をされていくのか、お聞きします。

○議長（松井孝恵）

平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

お答えいたします。

職員の研修についてですが、保育士資格を所持していれば、児童を預かることは可能です。

現在、町立はるかぜ保育所で、保育に携わっている職員は全員、保育士資格を所持していますが、今後、必要に応じて保育に関する様々な研修を受けるよう運用していきたいと考えております。

また、従来から入所している児童とは基本的には受け入れる部屋が別になるため、既存のクラスに入って同じ部屋で活動することは、担任の保育士の負担も考慮して、現在のところ想定はしておりません。

ただし、国の指針としては、誰でも通園の対象児童については、集団生活に慣れてもらうこともサービスの一環として考慮されていることから、必要に応じて例えばグラウンドに出て遊ぶときは一緒に遊ぶなど、いずれにも支障のない範囲で活動を共有するなど検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

既に既存のクラス、4月からスタートしたクラスに入っの保育は、本当に在園児さんへの影響というのがすごく大きくなりますので、難しいというのは本当に理解できません。

本当にそうなんですけれども、今おっしゃったように、たとえ短時間であっても集団生活になじむような、そういうスタイルというのも大事かと思しますので、バランスを考えて、保育のことを工夫していくことが必要になろうかと思ひます。

それでは、次に、環境整備の一つとも言えるシステム導入についてお聞きします。

今後、スマホで予約をできるシステム整備なども必要になると考えます。上富田町でもこの事業に対してのシステムの導入などを検討すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松井孝恵）

平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

お答えをいたします。

国におきまして、こども誰でも通園制度総合支援システムが構築されております。このサイトまたはアプリにアクセスすることで、全国の受入れ可能施設を予約することができます。

受入れ施設には、システムから予約状況の通知が届き、施設側で確認後、受入れの受付処理をすることにより、利用者に通知が送信される仕組みとなっております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

国においてシステムが構築されているということで、安心いたしました。

このこども誰でも通園制度は、他の自治体に住んでいる方でも上富田町での利用も可能ということですので、例えば一時的に上富田町に帰省される保護者の方が、小さな子供さんを保育所に預けたいなというときに、アプリでの申込みができると大変便利です。預かる側も子供さんの健康状態、例えばアレルギー体質とか、そういう基本的な、かつ必要な情報が把握できるということはとても安心やと思います。

最後に、上富田町のここ数年の出生数はどのようになっていますか。

○議長（松井孝恵）

平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

出生数につきましては、ここ近年ほぼ横ばいですが、ここ数年によりますと若干減少傾向がございます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

すみません、去年は、100人は超えている状況でよろしかったですか。

（「そうですね」の声あり）

○8番（中井照恵）

議長、すみません。

和歌山県全体でここ数年、ここ1年の出生数というのが発表されているんですけども、県全体で4,468人、約30年前の半分以下になっているといいます。

上富田町の出生数、昨年はまだ100人以上おられたのかなというふうにお聞きしているんですけども、今年の上富田町内のはるかぜ保育所、くまの森こども園、くまのこ保育園に通われている子供さんの数は、今年4月ですけれどもゼロ歳児が全体で8人、1歳児で52人、2歳児で63人です。1歳児、2歳児さんは大体出生された、生まれた子供さんの約半数近くが保育所に通われているのかなというふうに思うんですけども、まだまだ上富田町には新しい住宅地とか、開発されているところも多く見受けられます。そういったところにも子育て世代のご家族が家を建てられて、今後入って、転入してこられたりもすると思います。

これからは町内でも子供の数が多い地域と少なくなってくる地域というのが格差というか、人数の格差がちょっと大きくなるかもしれないので、それに対して保育所の入所の希望を、人数の多いところにどうしても希望、家から近いところに希望者が偏るとかそういうこともあると思いますので、それに対してバランスのいい対応というのも求められることになると思いますので、そういったところをまたよろしくお願ひしたいと思います。

そういった中で、来年、開始されるこども誰でも通園制度がスムーズに導入され、子供さんにとっても親御さんにとっても、喜んで利用される事業となることを期待したいと思います。これでこの質問を終了します。

○議長（松井孝恵）

どうぞ、次の質問に移ってください。

○8番（中井照恵）

それでは、次の質問いきます。

それでは、大項目2つ目の質問に入らせていただきます。

今回の大項目2つ目は、災害に強いまちづくりを目指してというふうに、質問をさせていただきます。この表題は、災害の中でも地震に的を絞ったものになります。

私は、昨年9月の一般質問で、木造住宅の耐震化についての質問をさせていただきました。今年4月からは、耐震改修工事に対する補助金も以前の116万6,000円から150万円まで引き上げていただきました。このことに対しては大変ありがたいなというふうに思っておりますが、耐震改修事業のさらなる充実に向けて再度の質問をさせていただきます。

まず初めに、上富田町の現状と今後の取り組みについてお聞きします。

総務省統計局が5年ごとに実施する住宅・土地統計調査を基に算定された2023年

時点の和歌山県の住宅耐震化率は84%です。全国では90%でした。昨年の耐震化の質問のときにお聞きしました上富田町の耐震化率は、和歌山県よりさらに低い70.51%でした。

もう一度現状の確認をさせていただきたいのですが、そのときからまだ9か月ほどしかたっていないので大きく変わりはないかなと思いますが、お願いします。お答えください。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

現在、公表しております上富田町の耐震化率は、令和3年3月に策定した住宅耐震改修促進計画における耐震化率となっております。この計画は5年に一度見直されることになっており、次回改定は令和8年3月の予定となっております。現段階でお答えできる耐震化率は、前回の答弁と同じく70.51%となります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

分かりました。

上富田町の現状の耐震化率70.51%は、全国の耐震化率の90%はもちろんですが、県の住宅耐震化率84%に近づくのもまだまだ遠いなというふうを感じる数字であると思います。

政府は、今年1月、南海トラフ地震の30年以内の発生率を80%に引き上げました。もういつ起こってもおかしくない状況になってきたと考えなければなりません。

そんな中、県は耐震化率の早期向上を目指し、本年度、補助事業を拡充しています。今年、木造住宅について1階だけでも耐震化する1階改修型も新しく補助対象に追加されています。この和歌山県の補助拡充を受け、上富田町としては今後どのように取り組んでいくお考えか、お聞きします。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

和歌山県で新しく追加となりました1階改修型の補助事業につきましては、現在、県

内市町村の動向を注視しているところであります。

5月16日に開催されました担当者会議の資料によりますと、今年度から1階改修型を導入した県内市町は9市町となっております。本事業につきましては、町としましても拡充に向け前向きに検討してまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

本町としても1階改修型拡充に向けて前向きにご検討いただいているということですので、次の耐震化事業の充実についてお聞きしていきます。

私は、昨年9月の質問の際に、富山県射水市の取組を紹介させていただきました。射水市では寝室や居室だけを耐震化する工事や1階部分だけを耐震強化する工事にも既に補助を出されています。

そして、もう一つの自治体を参考に挙げさせていただきますと、三重県四日市市の例ですが、こちらも早くから、1981年5月までに着工した住宅に対して、建物全体または1階について耐震基準を満たすところまで改修する工事も補助対象としています。さらに八日市市は、昨年夏に建物全体の倒壊の可能性を下げる改修を段階改修としてメニュー化し補助を出されています。

上富田町の現状では、家全体を耐震改修しないと補助対象にはなりません。確かにそれが理想だということは分かります。部分的にはですが比較的少ない費用で実現可能な耐震シェルター、ベッドへの補助もしていただいております。でも、少しでもまちの耐震化率をアップしていくためには、もう少し住民の皆様の選択肢を広げていくことも大切ではないかと考えます。

上富田町においても、先ほどの1階改修型の補助事業については、拡充に向け前向きにご検討されるというお答えもいただきましたが、さらに段階改修といったものも補助事業のメニューに加えていくべきではないかと考えますが、まちとしてのお考えはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

基本的には県の補助事業を活用する方向で進めてまいります。

段階改修につきましては、中井議員から質問の通告をいただいてから調べてみました

ところ、全国の幾つかの自治体での取組事例が確認できました。試行的に取り組んでいる自治体もあり、この事業については、内容等、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

繰り返しにはなりますが、住民の方の選択肢を広げていくということが大切であると考えるので、ぜひとも研究していただきたいと思っております。

耐震基準のことを調べてみますと、1981年6月1日から2000年5月までに建築がスタートした建物は新耐震基準に該当し、震度6以上の揺れでも耐えられると言われております。それ以降の住宅、木造ですが新耐震2000年基準となり、さらに耐震性が向上しております。

2016年4月の熊本地震では、僅か3日間に震度7が2回、震度6強が2回、そして震度6弱が3回という強い揺れが連続して起こりました。地震後、国交省により、震度7、マグニチュード6.5を観測した熊本県益城町の中心部で、木造の住宅の全数調査が行われています。旧耐震の建物で無傷だったのはたった5%、新耐震基準の家でも2割が大破、倒壊し、無傷だったのは2割だけだったそうです。大きな揺れが連続して起きると、新耐震基準の建物でも安心できないということが分かりました。この結果を分析した専門家は、地震の建物対策は、まず、1回目の揺れで自宅の倒壊を防ぎ、命を守ることだと言われております。

昨年、住宅の耐震化率のことを質問させていただいた際には、耐震診断に関するまちへの問合せも増えてきているとのことでした。それだけ昨年、2024年1月1日に発生した能登半島地震、また、8月8日に発生した日向灘を震源とする最大震度6弱の地震を経て、住民の防災意識が高まっていると言えます。

災害に対しては身を守る行動を日々意識した生活が大切ですが、身を守るために何よりも大事になってくるのは、建物、住まいということになってきますので、住宅の耐震化がより早く進められ、上富田町の耐震化率が少しでも向上するような今後のまちの取組に期待しまして、この質問を終了します。

○議長（松井孝恵）

どうぞ、次に移ってください。

○8番（中井照恵）

それでは、最後の質問に入ります。

ごみ減量化の取り組みについての質問に入らせていただきます。

まず初めに、町の取り組みや課題についてお聞きします。

6月3日に開催されました厚生建設常任委員会を傍聴させていただき、委員会の資料も頂きました。住民課の環境衛生についての資料の中には、令和5年度と令和6年度のまちから排出されたごみの量がキログラム単位で載せられています。

上富田町の年間ごみ処理量を過去3年間遡って調べてみますと、令和4年度が488万8,548キロ、令和5年度が465万9,488キロ、令和6年度では443万494キロと、少しずつ減ってきていることが分かります。

年間ごみ処理量の内訳を見てみますと、可燃ごみ、資源ごみは減少傾向にあります。ごみの減量化は環境のためにも大切であることは言うまでもありませんが、将来的にまちの人口がもっと減ってくることになれば、自然とごみも減ってくるのではないかとの考え方もあろうかと思えます。

しかし、上富田町では、最近でも田んぼが埋め立てられ住宅地になったり、高台のほうでも民間企業の土地が新たに住宅地へと変わっていくところがあり、これからも新しい家が建築されることにより人口減少が急激に進むとは考えにくいと思えます。少しでも現在使用されているごみ処理施設の長寿命化を図る観点からも、まちのごみの減量化に取り組むことは大切であると考えます。

そういったことも踏まえまして、これからのごみの減量化に向けて、まちとしてどのような取組に重点を置いていかれるのか、また、実際どのような課題があるとお考えかお聞きします。

○議長（松井孝恵）

住民課副課長、木村弘行君。

○住民課副課長（木村弘行）

お答えします。

議員から紹介いただきましたとおり、年間のごみ処理量は減少傾向にあります。これは町民の皆様や民間の事業所等の環境への意識が高まり、容器の回収やリサイクル、分別収集へのご理解とご協力によるものと認識しております。

これからの取組におきましてどこに重点を置くかにつきましては、ごみの種類により増減はございますが、現状の取組がごみの総量として減量化に効果が出ておりますので、このまま進めていきたいと考えております。

課題といたしましては、大量生産、大量消費、使い捨て文化という社会経済やライフスタイルがごみ問題の大きな課題と言われております。また、不法投棄による環境汚染、海洋ごみ問題など、ごみに関する課題は多岐にわたります。まずは一人一人の意識を改

革し、循環型の社会を構築していくことが課題と考えます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

まちとしては、現状の取組でごみの減量化には効果が出ているとのことのお答えでした。

可燃ごみ、資源ごみはそのとおり年々減ってきています。しかし、ご答弁の中にもありましたが、大量生産、大量消費、使い捨て文化の日本社会から一人一人の意識が循環型社会を目指す方向へと変換していくことは大きな課題だと言えます。ですが、少しずつ小さな一歩の取組を始めることから、大きな変化へとつながるのではないかと考えます。

次に、リサイクルについてお聞きします。

段ボールや新聞、雑誌といった古紙、スチールやアルミ等の空き缶、瓶、ペットボトルといったリサイクル可能なものが、まちの拠点回収だけでなく民間業者による回収拠点が増えたことにより、住民の皆様がリサイクルに出しやすい環境が整ってきたということが、可燃ごみや資源ごみの減少につながってきていると考えます。

以前、視察で訪れた徳島県上勝町では、住民がごみをゼロ・ウェイストセンターへ持込み、13種類、45分別に分けるといった取組をされていました。上勝町のリサイクル率は80%を超えるそうです。

確認ですが、上富田町では、現状取り組まれているリサイクルといえば、拠点回収されている段ボール、本、雑誌、新聞などの古紙とアルミやスチールなどの缶類、瓶、ペットボトルの4種類でよかったですでしょうか。

○議長（松井孝恵）

木村君。

○住民課副課長（木村弘行）

お答えします。

拠点回収では、議員がおっしゃっていただいた4種類となります。

また、資源ごみやプラスチックごみとして収集したものにつきましても、廃棄物処理業者において、材料としてリサイクルできるもの、熱原料としてリサイクルするものなどに分けて再資源化に取り組んでいただいております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

以前なんです、役場庁舎内でペットボトルの蓋の回収もやってくれていましたが、しばらく前から回収してもらえなくなっています。町内のスーパーですずっとキャップの蓋、キャップの回収をしてくれていたお店が1か所だけあったんですが、そこも最近では回収してもらえなくなりました。そんなこともあって、住民の方からもう一度キャップを回収してほしいと、リサイクルできるのに回収しないのはもったいないとの声が上がっています。

私が調べたところによりますと、近隣のリサイクル業者さんで、田辺市や白浜町の企業さんのペットボトルやキャップの回収をされているところがあります。回収されたキャップは、洗浄された後、関西方面の会社が引取りに来られるそうです。その会社で粉碎するなどして、リサイクル資源として活用されるというルートがあるということです。

このようなことから、現状、まちが行っている拠点での分別回収にペットボトルキャップも加えて回収していただくことは可能なのではないかと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

木村君。

○住民課副課長（木村弘行）

お答えします。

ペットボトルのキャップだけを集めるとプラスチックの原料としてのリサイクルに有効であることは承知しております。

近隣でペットボトルのキャップを回収している業者があれば、プラスチックごみの減少にもつながりますので、前向きに調整していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思います。期待しています。

それでは、最後の給水スポットの設置についての質問をさせていただきます。

持続可能な開発目標、SDGsの目標12は、つくる責任、使う責任となっています。持続可能な消費と生産のパターンを確保するための目標です。先ほどのペットボトルのキャップも大切な資源ですし、リサイクルされることで、形を変えて私たちの生活の中で有効活用できるものに変えられます。

しかし、そもそもの話は、プラスチックごみをリサイクルとして、出てくるペットボ

トルとかキャップの全体量をいわゆるプラごみを減らしていくということが大切であると考えます。

今、大阪・関西万博ですかね、すみません。間違っていたらすみません。開催中ではありますが、地元大阪府と大阪市では、2019年に、おおさかプラごみゼロ宣言というものをだし、プラスチックごみの減量化を目指した取組が進んでいます。このようにプラスチックごみを減らそうという取組は、大阪だけではなく日本全国各地でそういう取組が広がっています。

大阪万博においては、熱中症予防の観点からも、水分補給がしっかりできるように給水スポットが幾つも用意されています。これが少し前に開催された万博でしたら、自動販売機とかがあちこちに設置されていたのかもしれないですが、現在は、少しでもごみを出さない取組をしようと人々の意識が変わってきています。この私たちの意識変革がとても大切ではないかと考えます。私たちが、私がですけれども学生の頃は、自動販売機と言えば主にスチール缶とかアルミ缶で、ジュースとかそういった飲物が販売されていたように思います。ペットボトルはまだ出ていなかったかもしれません。

私が中学生、高校生の頃は、天気予報で気温30度超えだというだけで、大変暑い日になるなというふうに思っていたんですが、もうここ数年は、夏になると連日のように猛暑日になるので、熱中症にはくれぐれもご注意くださいというふうなアナウンスがテレビから聞こえてきます。最近でも梅雨もまだ明けていないのに、暑くなりそうなニュースも出ていますね。そんな気候の変化もあって、熱中症対策としての水分補給は欠かせないものになってきています。

そこで、上富田町でも給水スポット設置の取組を提案したいと考えます。

まずは、公共施設として役場庁舎内への設置は、マイボトルを持参される人を増やす効果につながろうかと思います。また、学校施設等への設置を進めることで、子供たちは、水筒のお茶がなくなっても安心して給水スポットで給水できるので、重たい水筒を持ち歩く必要もなくなるのではないかと考えられますが、まちとしてのお考えをお聞きします。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

ごみの減量化、熱中症対策に資する取組として、給水スポットの設置のご提案をいただきましたが、役場本庁舎への設置につきましては、現在のところ予定はございません。以上でございます。

○議長（松井孝恵）

教育委員会事務局長、瀬田和哉君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

すみません、私のほうから、学校施設のほうの対応としましてお答えさせていただきます。

現在、町内の小中学校の状況なんですけれども、給水スポットのほうについては設置はございません。なお、熱中症対策のための冷水機というものを設置してございます。朝来小学校で5台、ほかの小学校、各小学校で2台ずつ、中学校で8台というような状況でございます。

なお、現在、各学校においては、昨年12月に正垣議員からご質問いただきましたジュースなどの自動販売機の設置のほうもございません。水分補給につきましては、学校に設置されました冷水機、また、生徒自身がお持ちの水筒にて、一応そういった水分補給をしているような状況でございます。

こういった熱中症対策のことはもちろんですが、中井議員の言われる給水スポットの活用によるペットボトルの減少といった環境対策、そういった部分にも教育委員会としましては、環境に関する教育を通じ生徒の意識改革を図るとともに、今後は、現在利用の冷水機が壊れるなどの機器の更新時には、水筒への補給のしやすさ、保水のしやすさ、そういった給水スポットの導入も視野に前向きに検討していきたいと考えております。

なお、給水スポットにつきましては、かなり費用が高額でございますので、ちょっとそこら辺は慎重に協議させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

ぜひとも今後、更新時には、また、そういった給水スポットなどもご検討いただけたらと思います。

ご存じの方もいらっしゃるかと思うんですけれども、西牟婁振興局の1階には、昨年7月より給水スポットが設置されているようです。利用されている方からお聞きをしました。振興局で働かれている方はもちろんですが、近隣の方の利用も増えているというふうに伺っています。そのような点も参考に、今後ご検討をしていただけたらと思います。

それでは、以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（松井孝恵）

これで、8番、中井照恵君の質問を終了いたします。
午後13時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午後 1時27分

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

引き続き一般質問を続けます。

9番、吉本和広君。

吉本君の質問は一問一答方式です。

まず、物価高騰対策として水道の基本料金の免除等についての質問を許可いたします。

○9番（吉本和広）

日本共産党の吉本和広です。よろしくお願いいたします。

物価高騰での生活実態を町民の約170名の方からお聞きすると、米の値段が倍以上に上がった。買物に行くたびに物の値段が上がっている。買物に行く回数を減らして、できるだけ買わないようにしている。最低限のものだけメモをして、それだけ買って帰るようにしている。半額、3割引のものを選んで買わざるを得ない。子育て中の方は、給与も上がらない。子供が3人いて食べ盛りなので、物価高で食費が増え、生活が大変になっていると話されていました。

年金を物価や賃金の伸びよりも低く抑えるマクロ経済スライド導入以来20年で、実質約1割も年金は削減されました。今後も続きます。物価高騰には、毎日の買物にかかる消費税の減税こそ最も効果的な物価高騰対策です。日本共産党は廃止を目指し、緊急に一律5%に引き下げて、平均的な勤労世帯で年12万円の減税を、そしてインボイスは廃止にする政策です。必要な15兆円の財源は大企業、富裕層への減税優遇をやめ、普通に払ってもらえれば生み出せます。大企業は中小企業が法人税を平均約20%払っているのに、大企業は平均約10%、中小企業の半分しか払っていません。同じように20%払ってもらい、富裕層への優遇税制をやめ、所得が1億円を超えると税の負担率が下がるという1億円の壁などを見直せば、15兆円の財源が恒常的に生まれます。

消費税の財源は赤字国債で賄うといたり、食料品をゼロ%にするといっている党がありますが、借金を増やしたり、効果的でないと思います。公明党も消費税減税を取り下げました。石破自公政権は選挙目当てとの批判や世論調査などで低評価を受けて、一

度見送った経過がある現金給付を13日に財源も明らかにせず発表しました。暮らしの困難につけ込んだ1回限りの選挙目当ての対策にしか思えません。今後も続くと予想される物価高に対応できず、町民の暮らしは厳しいものになります。

町長の給与は約1,200万円、副町長は100万円近くあるので、困ることは少ないと思います。しかし、町民の収入状況を今年度の予算委員会の参考資料で求めたところ、令和5年度中の収入状況は申告者1万2,722人で見ると、100万円未満が3,453人で27%、4人に1人、200万円未満が5,707人で45%、約半数、300万未満が7,614人で60%です。300万未満の方が6割もおられます。

物価が上がっているのに、厚労省の4月の発表でも、実質賃金が4か月連続マイナスとなって、町民の生活は大変になっています。月6万円程度の国民年金で生活する方や、厚生年金が少ししかない方などは国民年金だけでの生活は大変で、食べるものも切り詰めている、割引したものを買っている、病気もできないと言われていました。

町長、奥田さんに伺います。物価高騰で町民の暮らしが大変になっていますが、どのような状況だと考えられていますか。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

米の価格高騰以外にも、今、吉本議員言われますように、多くの食料品の価格が上がっており、以前は迷わず購入できたものも二の足を踏んで買ってしまう状況にあると認識をしています。町としましても、物価高騰の影響については十分理解をしております。以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

県はLPガスへの補助、国はガソリン、電気料金、LPガスへの補助を行うと決め、行っています。町も町独自で町民の生活を支えるための対策を行うべきです。総務課でお聞きすると、自由に使える町の貯金である財政調整基金は約17億1,000万円あります。子供も含め、町民1人当たり11万円です。以前より増えています。中学校校舎、体育館などの建て替えなどにも予算が必要となりますが、基金をつくり、準備していけば対応できます。1人当たり約11万円ある財政調整基金のほんの一部を使う支援策であれば実行できます。

そこでお聞きします。物価高で大変な状況だということで、東京都もこれから夏場、

暑くなる対策にもなるとのことで、水道料の基本料金を4か月免除すると発表しました。高齢者は年金だけで低所得が多く、電気代が高くなるのでクーラーがあっても使えず、使っても少しの時間だけに行っていることで熱中症になるケースが増えています。

水道課で確認すると、上富田町に住む方や町民が経営する町内の事業所の水道料の基本料金を4か月無料にする費用は約3,800万円です。東京都のように、事業者を除くと4か月無料にする費用は約3,100万円です。

以前の質問で、町外の方にも支出するので難しいと言われていましたが、町民だけに水道料の基本料金の減免を行うための水道料システム改修はでき、それにかかる金額は110万円です。以前、システム改修は約350万円と言われていましたが、大幅に下がっています。再度実施する場合のメンテナンスにかかる費用は約88万円で、商品券のように毎回必要となる郵送料などの事務経費約450万円や、職員の労力は必要なくなります。

今後も、国から物価高騰対策が出されることは十分予想されます。その際にも、町が出す事務経費も大幅に削減できます。約3,800万円は、1人当たり約11万円ある財政調整基金の約2,500円分です。財政調整基金の2.2%です。約3,100万円なら、1人当たり約11万ある財政調整基金のたった2,000円分です。財政調整基金の約1.8%でしかありません。少ない金額の支援策ですが、少しでも町民の生活を助けるということから、少なくともこれぐらいはすべきではないでしょうか。

白紙撤回しましたが、1億円以上も町の負担が必要となる電光掲示板を国に申請しました。今後も状況を見て検討するといっています。そのようなことを検討できるのであれば、財政調整基金から約3,100万円か、約3,800万円なら出せるのではありませんか。財政調整基金から一般会計に繰り入れ、上富田町水道事業会計に支出して、水道料金の基本料金を4か月免除する。水道未普及地域にお住まいの世帯や井戸水を利用した世帯、合わせて約20世帯に同額を現金支給する物価高騰対策をすべきではありませんか。答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

まず、財政調整基金の部分についてお答えいたします。

財政調整基金につきましては、基本的には地方公共団体における年度間の不均衡を調整するための基金、また突発的な財政需要などにも対応すべく備えておくべきものでございます。

財政調整基金残高、議員おっしゃられましたとおり約17億円残高となっております。

すが、この財政調整基金の残高を考えるのであれば現時点における起債、いわゆる町の借金についても認識しておく必要があるかと思えます。こちらの借金につきましては、一般会計だけで現在52億7,000万円、このようになっていることを念頭に置いておく必要があるかと思えます。

また、今後の事業につきましても考慮する必要があるかと思えます。中学校の体育館の建て替えをはじめ、様々な施設・設備の老朽化対策など、今後5年間の投資的事業計画では約23億円程度の計画が上がってきております。

財政調整基金につきましては長期的な視点を持って、将来において町民の大きな負担にならないことを考慮し、慎重であるべきと考えておりますのでご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

国からの借金である起債は国から補填されるものです。借りることで町が借りずに行うより有利になるものです。計画的に返済していると財政から報告もされています。町の財政状況から、17億円に増えている基金より3,000万円程度支出しても、町財政が大きく傾くことはありません。

税金を引かれる前の収入が100万未満の方が4人に1人、200万円未満の方が約半数です。ここから所得税や保険税など介護保険料などが引かれると、さらに生活に使えるお金は少なくなります。突発的な米の値段が倍以上になるこの状況には緊急な対策が必要です。町長、このような方々をたとえ20軒でも訪ねて、町民から声を聞いていますか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

私も、物価高騰の話は町民の方から何人かは聞いております。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

その声をご紹介していただけますか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

先ほども挙げましたように、米の価格が倍以上になっているよ。その部分については、やはり買い控えもせなあかん。そやけれども、今また古米、古々米の普及があるよという形で、そういうところへは買いに行きたいよというような話も聞いておりますし、実際、野菜のほうも上がってきております。そういう状況の中で様々な意見を聞いて、やはり物価高騰の影響はあると思っております。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

町民の生活を少しでもよくするのが町長の仕事だと思います。これよりもよい対策を何かお考えですか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

今のところ何も考えておりません。物価高騰によって生活が苦しいというのは分かりますけれども、その部分について国からの支援も今考えられておりますので、そういうところも勘案しながら考えていきたいと思っております。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

ぜひ町民の声をもっと聞いていただいて、国もするといっていますが、これは金額にしても、ある一定の期間過ぎるとそれで補填されるような大きな金額ではありません。消費税を下げるなら、かなりの負担は減ると思っておりますけれども、今の状況はそういう状況ではありませんので、そういうところも勘案して、町として物価高騰対策を今後、状況を見て検討していただけますでしょうか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

今後、国の動向も見ながら、様々な観点から検討してまいりたいと思っております。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

ぜひ町民の立場で検討していただくよう、よろしくお願ひいたします。

次に、米の不足と米価高騰が続いています。自公政権の失政です。米の民間在庫が3

年前から前年割れし、昨年6月末は適切な180万トンから200万トンを下回る153万トンまで減少しましたが、農水省は一貫して米不足を認めず、対応が後手後手となり、国民生活は大変になっています。そうなった理由は、自公政権が減反・減産を農民に押しつけてきたことと、所得補償制度を全廃し、価格を市場任せにし、米の生産基盤を弱体化させたことです。

先日、町内のスーパーなどの販売店に米がなくなり、高い上に買えない状況となりました。私のパートナーも米が買えないと帰ってきました。何人もの方がそう言われていました。しかし、私のパートナーが次の日、紀北の母のところに行くと、スーパーに米が並んでいると買って帰ってきました。その日に別の方から、和歌山市に出張したらスーパーにたくさん並んでいる。スーパーの多くある上富田町で買えないのはおかしくないですかと言われました。

総務課にスーパーに状況を聞いて、上富田町にも回してもらえよう、紀北と紀南の格差是正をスーパー等へお願いしてほしいと申し入れましたが、どうなりましたか。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

5月26日にただいま吉本議員からご説明のありました件を伺いまして、副町長とも相談の上、5月26日、5月27日に町内のスーパー3店舗の店長様宛てにお電話にて連絡を入れております。内容としましては、地域により米が買えない状況であること、上富田町内のスーパーでも買えるようにしてほしいという住民の声が町にも届いていることをお伝えしております。店長様にはお忙しい中、お答えをいただきましたことに感謝申し上げます。

お電話では、店舗により入荷量が決まっており、店頭に出すとすぐに売り切れてしまう状況や、今後の米の販売についての見通しが立たない状況であることのご説明をいただき、住民の声があったことを上に伝えると言ってくださった店長様もいらっしゃいました。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

今後も自公政権が農家への支援と米の増産を行わなければ同じことが起こるので、今後も対応をよろしくお願ひしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

状況にもよりますが、必要がありましたら連絡等することもあるかと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

今後も対応よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

○議長（松井孝恵）

どうぞ。

○9番（吉本和広）

人工芝を目的外使用して駐車場に敷いている施設はないと思いますが、全国的にありますか。

○議長（松井孝恵）

振興課長、芝健治君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

行政レベルではございますが、他自治体で同様の活用例があるかについては現在のところ把握しておりません。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

前回の質問の回答で、人工芝にはPFASが含まれていて、にじみ出てくると答弁されました。芝を作る際、詰まらずにうまく押し出し機を通過させるためにプラスチックにPFASを添加しています。PFASは自然界で分解されず、永遠の化合物と言われています。環境中に残留するため、水道水に混入するなどし、人は体内に取り込んでいきます。

長年にわたり、PFASの調査・研究をしてきた小泉昭夫京都大学医学研究科名誉教授は、健康に悪影響を与えるもので、体内に入るとなかなか排出されず、90%排出さ

れるまでに40年もかかる。分解もされないためだと言っています。腎臓から尿で排せつされる量が極めて少ない。PFASは便からも排出されにくい。胆汁に溶けているので、腸管で胆汁と一緒に再吸収されてしまいます。便で排せつされず、体内をぐるぐる回るので。欧米の機関は、体内で回っているうちにPFASは肝臓、腎臓などに蓄積され、肝障害や腎臓がん、卵巣がん、ワクチン効果の低下、低出生体重などに影響する可能性が高いと指摘しています。国際がん研究所は、人に対する発がん性があると分類しています。

PFASは、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の対象物質とされ、製造、使用、輸出入が原則禁止と制限されています。発がん性が高く、人体に影響する可能性は高いと言えるではありませんか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

人工芝の製造メーカーによりますと、人工芝の構造としましてはポリエチレンを材料とする毛の部分、これをパイルといいます。また、ポリプロピレンを材料にする下布、そして裏面はウレタンで構成されております。このパイルの部分にPFASが含有されていると言われておりますが、本当にPFASが含有されているのかと問われれば可能性があるとしか答えられないということです。

そもそもPFASと一言でいっても約1万種類あるということです。現在、PFASの健康影響については国際的にも研究が進んでおり、問題はストックホルム条約で規制対象となっている3種類の特定PFASであります。それぞれ名称はPFOA、そしてPFOS、そしてPFHxSといいます。本町で使用している人工芝には、これらの特定PFASは製造段階で使用されておらず、第三者機関の調査報告を踏まえ、人体への影響はほとんどないと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

様々な研究がありますので、これは今の厚生労働省の研究部会の判断であって、世界各国では別の判断が多々出ているというのも事実だと思います。ですから、今後、実は発がん性があるということが明らかになっていく可能性も十分あると私は考えます。

スポーツセンターの雨水は貯水池に流れ込み、そこから飛曾川池に流れ込みます。飛

曾川池の水は大谷の何軒かの方が田んぼの水として利用しています。P F A S の含まれる人工芝が調整池や飛曾川にたまれば、田んぼで作られている米がP F A S を取り込んで米が汚染されます。住民の健康を害する可能性があると思います。

前回の質問で、振興課はチップがちょっと落ちているんですけども、目視でありませけれども、今のところはそこから施設外に出ておりませんと答弁がありました。私が確認したところ、振興課が言われたような状況ではありません。サッカー場では、人工ゴムの小さなチップが足の負担軽減のクッション材として大量に芝の間に入っています。駐車場に敷かれた人工芝を見に行くと、車が芝を押さえつけたためにチップが表面に大量に出ています。真っ黒になっています。

国立医薬品食品衛生研究所が国の補助金で人工芝グラウンド用ゴムチップの化学物質リスク研究事業を行いました。ゴムチップの分析において、金属類に関しては亜鉛が最も多く含まれ、鉄やアルミニウムの濃度も他の元素に比べて高い値を示し、鉛はほとんどの製品に認められました。町のごみ処理では、ゴム類は埋立ごみに分類されています。埋立てにすべきチップが流れ出しています。早急に清掃し、回収すべきです。

駐車場は吹きさらしで、飛ぶ人工芝を止めるようなフェンスや回収する大きな溝があるわけでもありません。人工芝の継ぎ目から草が生えてきていて、草刈り機は使えず、手で抜かなければなりません。人工芝を改修するために行う工事費は相当な費用を要すると思います。また、定期的に改修作業で職員の仕事が増え、人件費もかかります。

その上、前回の答弁で振興課が、10年ずっと使うわけではなくて、しかるべき時期に廃棄するということになると言っているように、何年か後に結局、廃棄しなければならなくなり、その費用が必要となります。改修されるための施設整備費などと廃棄処分の両方が必要になるということです。廃棄すれば廃棄費用だけで済みますし、田んぼの水として利用している大谷地区の住民の方の健康被害の危険も除去できます。チップが流れ出すことも防止できます。環境、人体に影響を及ぼさないうちに早急に廃棄すべきではありませんか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

結論から申し上げますと、できましたらこの9月議会の補正予算で撤去費用を計上させていただきたいと思っておりますので、何とぞご承認を賜ればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

やっと納得いく回答が得られ、私も大谷区で田んぼをつくっている住民の方も安心できると思います。

町長、駐車場への再利用は不適切であったということではよろしいでしょうか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

その当時は芝メーカーとも話をして利用できるということでありましたので、実際、私も見に行ったらやっぱり吉本議員が言われますように、チップが、持っていくときに回してロールにして持っていったところがあったと思うので、その点でチップが寄ってしまった状況も出ているのかなというふうな状況も思っております。全体的に見れば、最初から悪かったということじゃなしに使えるところもあって、その部分についても、当初はクリーナーで吸おうかという話もしていたんですけども、やはり今流れ出ている部分のところもありますので、9月補正で撤去にするという方向を持ちました。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

議会にも人工芝を駐車場へ再利用するという話は全くなかったわけですが、駐車場に張るということを町長は知っておったんですか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

私のほうは聞いておりました。駐車場だけじゃなしに、公園の中の一部のところにも張るというような話も聞いておりましたので、その部分は理解しております。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

私が打合せで財政課に何うと、12月に行われる予算計上では再利用についての話はなくて、町長、副町長、振興課、財政課の話合いでも再利用の内容の話はなくて、耐用年数が来ているから張り替えるとしかなかったとお聞きしたんですね。そうだとすると、

町長と振興課だけが目的外使用で駐車場に張るということを知っていたということになるのでしょうか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

駐車場のところはそうなんですけれども、実際、公園には使いますということも委員会の中でも説明していると思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

サッカー場の1面分の人工芝というのは1万2,370平方メートルあるんですね。膨大な量なわけです。ほんで、これ上富田町の工事者に説明する仕様書です。前に頂いたんですけれどもね。この仕様書の契約にはこんなに書かれているんですね。大量の既設人工芝の撤去について、巻き取って、一時駐車場で保管する。移設芝は町の指示に従い、スポーツセンター内に移設するとだけあり、どの場所に張るか、全く計画されていないんですね。だから、多分財政に出した計画にはこの人工芝を、大量にあるわけですから、この芝を張るというわけですから、どこにどれだけ張るかというような計画は当然出されるべきものだと思うんですよ。だから、そういう計画が出されずに、公園だけという話で事は過ぎていったということですか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

私はそのように聞いております。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

聞いているというのは駐車場に張るということですか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

駐車場だけじゃなしに、公園も含んで張っていくという話は聞いております。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

ということは、駐車場と公園に張るということでお聞きしているということですよ。でも、財政課のところに聞くと、そういうところに話は来ていないということですから、きちんと町全体でどうするかということでのチェックが私はできているのかなというふうに思うんです。

ほんで、やっぱり1億3,000万円の事業であるにもかかわらず、使っていた大量の芝の処理について、行政内で事業計画がきちんとなされず、書類としてね。このような問題が起こったんじゃないのかなと。

ほんで、町長、私の質問に振興課は、あと二、三年使えるが、有効利用するために早めに張り替えると答弁したわけです。張り替えられた人工芝の活用期間は14年だったと思うんですが、前も言いましたけれども、14年として1億3,000万円で張り替えたのですから、1年で約1,000万円となります。有効利用でなくて3年使えると言ったものをわざわざ張らなくてもいい駐車場に張って、また剥がすということになると、財政が苦しいと言っているのに何かチェックが働いていないというのか、こんなお金があるんだったら、さきに質問した水道料の基本料金の免除ができるのになと私は思うわけです。

私が同級生や後輩で市や町で幹部をしていた複数の元自治体職員にこの話をして聞くと、こんなことは起こらないと言うんですね。普通、振興課で目的外使用が議論となり、目的外使用なので取りやめになるというのは、その課でほぼそうなるだろうと。担当課が張り替えを出してきても、財政課が駐車場に利用することや、あと3年間使えるものの張り替えは認めないと。また、副町長、副市長が止めるというふうに話をしておりました。

だから、いつも財政が苦しいと言っているのに、町長を含め、どこもチェックを入れられず防げなかった。個人の問題と捉えるのではなくて、組織の問題と捉えないとまたこんなことが起こることになると思うんです。町長、きちんとチェックが入れられるような対策をやっぱり今後、検討しなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

今、吉本議員言われますように、やはりチェック体制は必要であります。今後とも、チェックできる体制をつくっていきます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

ぜひ、血税なので、本当に。私もテニスコートの張り替えもかなり悩みながら、いろんなところに相談しながら、振興課にも相談しておるんですね。だから、やっぱり血税なので、もっと本当に組織的にお金をどう使うのかということをチェックしていただけたらということをお思います。

次に、駐車場のチップを見て、張り替えられたサッカー場でも流れ出ているのではないかと思って見に行きました。さきに述べたように、ゴムチップの分析においては先ほどのような成分が含まれています。溝の蓋を取ってみると、今の張り替えたところは黒なんですけれども、茶色いチップが溝に大量に落ちていました。それは人工芝のサッカー場がこの間張り替えられてからのものだと思うんですけれども、サッカー場ができてからずっと出てきていると思うんです。人工芝のサッカー場ができて何年になりますか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

2011年から、当初の分は張っております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

ちぎれた人工芝を溝の最終地点で回収する穴を通る、小さなこんな穴があるわけですが、人工芝を止めるための。その穴よりも小さなのがチップなんですね。だから、チップが流れ出しています、調整池のほうに、十四、五年間。ですので、今のサッカー場のチップを回収するような整備が必要です。どうお考えですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

ゴムチップ等、あるいはパイル等については捕捉する、そういう金属製のフィルターとか、そういったものはあるようでございます。そういったカタログも取り寄せておりますので、これはまた指定管理者と共に話をしながら、設置していく方向で検討してまいります。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

ありがとうございます。そのようにお願いします。

それともう一点、チップが流れ出していますので、調整池や飛曾川池の水質検査を一度する必要があると考えます。住民の方からも、検査を行って公表してもらいたいと要望が寄せられています。行うべきであるとは思います。また、結果を公表すべきではありませんか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

調整池とそれに通じる飛曾川池については、特定P F A Sに係る水質検査をまた遅滞なく実施いたしたいと思えます。

そして、この水質検査結果につきましては関係農家の方々とも共有し、必要な対応策についてご意見をいただきながら、地域の安心・安全を第一に判断してまいります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

そのようによろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

○議長（松井孝恵）

どうぞ進めてください。

○9番（吉本和広）

コミュニティバスの通学使用について質問いたします。

南紀の台のパブリック地区の保護者の方から、通学用のコミュニティバスに1年生の子供たちが座席が不足、立って乗っていている。子供は怖い、バスに乗りたくないと言うので、保護者数名が早く出るパブリック発のひょうたんバスなら座席が確保できると、変更してもらったと言っていました。しかし、そこで、他の児童が座れない状況になっているのではないとも言われていました。

振興課で確かめると、2台の大型バスが委託業者の都合で日によって座席26から36名になっています。バス会社の都合で日によってバスの席数が違い、26席の日もあるということです。

3台のバスに3日かけて乗ってみました。1日目は南紀の台の入り口始発で、パブリック住宅前でパブリックの子供たちを乗せて、急なカーブが何か所もある急な坂を下って、朝来小学校に一番早く着くコースに乗りました。パブリック住宅前で子供たちが乗ると、20名が座席がなくて、ランドセルをかついだまま立って乗っていました。立っている20名のうち、6年生が2人いましたが、あとは1年から4年生でした。運転手さんは本当に慎重な運転でゆっくり走ってくれていますが、急な坂の長いカーブや鋭角に曲がるカーブで、立っている子供たちの足は滑っていました。腕でカバーしていましたが、私の足に当たり、こけそうになる子もいました。国道に出るときも上りながら曲がるので、体が前後左右に揺れます。ローソンから学校までは学校に子供さんを送ってきた車がたくさん下りてきて、坂道につながっています。道が狭く、大型バスが坂で何度も止まっては発進するので、体が揺れて立っているのが大変です。座席の確保が必要だと思いました。

2日目は、南紀の台入り口から南和歌山病院を通過して、緑ヶ丘から国道に出て、ローソンから学校に行くコースです。運転手さんに聞くと火曜と木曜が多く、20人ぐらい立っていると言っていました。この日は水曜日だったので、立っていたのは10名でした。このコースも南和歌山病院のほうに坂を下る。鋭角に曲がって上る。大内谷に向かう坂道を下り、また急な坂を上り、国道に出る急なカーブの坂を下っていきます。何度も前後左右に振られて、大人の私でも怖く、椅子でない場所に腰をかけると、立っているときと全く違って安定するのに驚きました。

3日目は、座席12のひょうたんバスに乗りました。このコースが最も長く、国道に出るまでは2日目のコースと同じです。国道から雇用促進住宅に向かって急な坂を上り、丹田台への坂を上る。10人立っていました。帰りの15時15分、朝来小学校発のひょうたんバスに乗りました。12席のバスに42人乗り、30人が立っています。満員電車のすし詰め状態です。運転手さんもいつもこうだと言っていました。身動きが取れません。満員なので、前の子は料金箱に近く、急ブレーキがかかり倒れると鉄の料金箱に頭をぶつけて、命に関わるけがをする状況でした。

子供たちに聞くと、バスを元の大型にして座れるようにしてほしい。もう一台増やして座れるようにしてほしい。町長さん、副町長さんに乗ってもらって見てほしいなど私が言うと、子供たちから、町長さん、副町長さんに乗ってほしい。満員の状況で乗ってもらって、この状況を見てほしいと返ってきました。1年生の子供たちが、座席が足りずに立って乗って怖い、バスに乗りたくないと言ったのは、親に言わざるを得ないほど怖かったからです。小学生が怖いと言ったのが状況を見て、当たり前だと私は思いました。

低学年、中学年の子供がポールや座席の横を持って立って乗っている。バスの運転手さんが安全運転で運行していても、相手が交通ルールを守らず仕方なく急ブレーキをかけた際には、腕の力も弱い低学年の子供は転倒して大けがをすることになります。すし詰め状態で前に倒れれば、先頭の子供に多くの子供が覆いかぶさり、肋骨を折ったり、押さえつけられて息ができない状況にもなり、大惨事になります。電車のようにほぼ真っすぐ走り、鋭角に曲がったり、急な坂を上がったりしないのなら、立ってもそれほど危険ではありませんが、高台にある南紀の台は急な坂に加え、カーブの多い道が多く、立っての乗車は危険です。

昨年の秋、田辺市の中辺路小学校に北郡から路線バスで通う子供たちが、コロナが収まり、インバウンドで外国からの熊野古道に来る方が大幅に増え、立たないと乗れない状況だと住民からの声で、市の職員が現場で何日間か乗り、調査して、危険なので、新たに通学バスのコースを増やし、通学バスで座って登校しています。適切な対応です。

国連のこどもの権利条約を受けて、町長さんが、あえて子どもの権利に関する条約をつくりたいと上富田町はつくりました。子どもの権利条約の4つの基本原則の一つに、生命、生存及び発達に対する権利、命を守られ、成長できることがあります。全ての子供の命が守られ、持って生まれた大切な力を十分にその子のペースで育めるよう、医療、教育、生活への支援を受けることが保障されています。町長さんがつくるんだと言われてつくられた子どもの権利に関する条例から見て、まだ体力的にも精神的にも発達途上にある子供たちが立ってバスに乗っているのは危険であり、適切ではないと考えますが、危険ではありませんか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

子供さんが立っていらっしゃるということは重く受け止めております。運転士さんには大概気を使っていただいておりますが、今後とも上級生の子供さんが下級生の子供さんに席を譲るなどの配慮をしていただくようにアナウンスをしてもらえるように、バス会社にはお願いをしまいたいと思います。

先日も南紀の台、あるいはパブリックのほうの朝のバスの停留所において、子供さんが並んでおられるんですけども、体格の小さな子供さんから並んでおられました。それを親御さんに聞いたら、親御さんから指導したわけではなくて、上のほうの子が小さい子供たちを前から並びよしよといった形で、そういう形でしっかり教育していただいているんだなといった状況もありました。

そういう状況でもありますけれども、上の子供さんが下の子供さんに席を譲っていただくなどの配慮をしていただくなり何なりと工夫をしていただくということで、今後もバス会社の方にはお願いしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

急ブレーキをかけざるを得ず、転倒して子供たちが大けがや命を落としたら、誰が責任を取るのですか。また、町の責任が問われる大きな問題になるのではないですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

バス車内の事故の問題は道路交通法と道路運送法が関係します。そもそも交通事故には、行政上の責任や刑法上の責任などがあります。基本的にバス車内の事故では、乗客が行政上の責任を負うことはほとんどなく、そのため、道路交通法上、責任がバス運転士に課される形になりやすくなります。また、バス会社にも責任が課されることもあります。

ただし、状況によっては、バスの運転士だけが責任を負うことにはならないケースもあります。例えばほかの周囲を走っていた車がバスの前に割り込んできて、急ブレーキをかけて乗客が倒れたケースといった事例では、バス運転士に責任が課されない可能性もあります。このケースでは、バス前方に割り込んできた車の運転士の責任になることが多くあります。

また、乗客がつり革や手すりにつかまっていなかったり、安全注意を行えていなかったことが確認できれば、民事上の賠償金が減額されることもあるようです。

なお、コミュニティバス業務については、上富田町が明光バスに業務委託をしておりますが、委託をしております上富田町の責任も当然免れないと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

大けがや命を落としてから対応しても遅いと。保護者の方は本当にそう思われると思うんです。これだけ通学に利用するといつて乗っているわけですよ。だから、そういう

バスに幼い子供たちが立って常時乗っているというのは、やっぱりこれ事故が起こった際には、町として、立たせてずっと乗せていたのかということは大きく責任問題になるんじゃないですか。町長、その辺どうですか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

町の責任も出てくるのは出てきますけれども、今のバスの状況を見たときには、やはり高学年の子供が立って、それで低学年の子供を座らせてあげたいということをお願いしたいと思っている。これもバス会社のほうにも話をしておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

子供たちもパブリックで並んでいるときはそうになっています。しかし、次乗ってきた1年生に乗っていた3年生、4年生が席を代わっているかということ、そういうことはありません、私が実際乗ってみて。だから、後から乗った1年生は立っています。特に朝来小学校のように3クラスあるようなところでは、あまり1年生、2年生、3年生、4年生やからよく知っているというような関係ではない場合が多いんですね。だから、1年生も4年生に代わってとはよう言わないし、4年生も1年生に、最初だったらいいんですけども、途中で乗るときに、ほな、座っているから代わってあげらよというようなことを声はかけていません。私は見ていましたけれども。ひどいものになると、二席あるところに真ん中に座っていて寄っていないということも、私が乗ったときあったんですね。ですから、1人の子に寄ったってよと。乗れるからと言って乗せたんですね。そういうのが2回ほどありましたけれども。

運転手さんは、昔の運転手だったらバスガイドさんがいて、支援学校だったら介助員さんというのが添乗しているわけですけども、その人がいるのなら注意はできますよ。しかし、運転手さんは運転に物すごく神経を使いながら運転しておるわけです。だから、運転手さんが後ろを向いて、何とか何とかというようなこと、停めて、そこへ行って、そういうことをするような状況ではありません。

ですから、これも言わなあかんかなと思っていたんですけどもね。やっぱり教育委員会と振興課で、後で副町長さん、町長さんにも乗ってほしいという話はしますけれども、振興課も月に1回ずつぐらいやっぱり乗って、そういう指導とかもしなくちゃならないし、やっぱり本当に1年生が座って、4年生が立っているのかということも見ないと

あかんと思いますわ。理屈ではそう言っていますけれども、現実はそうなっていません。

ある保護者と話したら、うちの子供は1年から4年までずっと立っていると。1年のときは分からんから立っていたと。2年生になったら、1年生に座らせと言われて立っていたと。3年生になったら、よけいと言われて立っていた。だから、ずっと立っているとと言われていました。だから、やっぱりもっと実態をきちんと把握しないといけないんじゃないんですか。どうですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

今朝、私、朝来小学校を見てきました。ほとんど大きな子供さんは立っている。でも、おっしゃるとおり、何年生か分からないですけれども、体格の小さな子供さんも立っているというのも見えております。そういう状況はあります。振興課といたしましても、教育委員会もそうなんですけれども、やはり振興課の職員が、子供さんに対して教育するというのはどうかと思うんですけれども、そういったことについてはまた見ていきたいなというふうには思っております。

子供さんの朝来小学校の通学はバスだけではないというのは、ちょっとここで紹介をさせていただきたいのは、朝来小学校の令和7年2月28日の学校だよりというのが出ております。徒歩通学の勧めということで、学校が出されているものです。これは朝来地区の町内会にも回覧として出されているものなんですけれども、朝、校門で挨拶してくれる人が一段と増えてうれしい限りです。その中で送迎の車が約100台超、コミバス3台もなかなかの乗車率。家の場所や学年も様々。もちろん交通安全面も考慮して、各ご家庭の判断だと思いますが、体力づくりを兼ねて、徒歩、自転車通学を勧めたいと思います。全部歩くのはさすがに心配という場合も途中から歩いてみるとか、一工夫あってもいいかと思えます。最近はそのような光景も見かけます。登下校は毎日のこと。年間登校日数約195日が6年間で1,170日。日々の積み重ねで体力づくりにつながると思えますと、このように学校がコメントを出しておりますので、まさしくこれに尽きるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

私は、やはりこれからますますまだ人口は増えると思います。今、宅地造成が何か70ほど予定されているという話もちょっとお聞きしました。ですので、やっぱり安全に

通学できるように、小学1年生、2年生が朝来小学校まで歩くというにはちょっとアップダウンがあまりにもきついということがあると思うんですね。ですから、やはり増車をして子供たちが座れるということを考えるべきであると思うんですけども、その辺はどうですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えします。

バスの増車に対する要望についてですけれども、昨今の人手不足の問題から極めて困難であります。近年では、バスの運転士の成り手不足が問題視され、バスが減便になったり、路線自体を廃止したりする事業者も増加しております。

そんなバス運転士不足に拍車をかけているとされているのが2024年問題です。2024年問題とは働き方改革の一環で、バス運転士の年間労働時間の上限が3,300時間に引き下げられるほか、退勤から次の出勤までの休息時間を現状の規定より長く確保することなどが定められています。

バス運転士の成り手不足は現在約2万人と推定されております。今後も続き、あと5年後には全国で約3万6,000人のバス運転士が不足する見通しのようです。バス会社も入社後から二種免許取得の支援など、運転士確保に努力をしていますが、一方で、賃金面や連日勤務といった労働条件などで新たに採用した運転士も離職率が高いという報告があり、年々、運転士不足の問題に拍車がかかっています。

本年度の和歌山県地域公共交通活性化協議会紀南地域部会において、公益社団法人和歌山県バス協会から田辺市、白浜町、上富田町に対して、バス会社における運転士不足が深刻化している中、自治体においても運転士確保に向けた支援をお願いしたいという要望がありました。人手不足の問題は公共問題に限らず、建設分野をはじめ様々な業種であり、公共交通分野だけ特別扱いはできない、そういった趣旨の回答はさせていただいておりますが、昨今の人手不足の問題は、もはや我々地方公務員でも起こっている深刻な社会問題でございます。ですから、バス増便に対する要望については、昨今の深刻な人手不足の問題から極めて困難であるというのが率直な回答でございます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

私も、バスの運転士不足は分かっておりますが、しかし、だから、増やさないという

問題ではないと思うんです。増やしたいけれどもないというのなら、これは理解ができます。要するにもう一台やっぱり必要だと。しかし、それを働きかけても、運転士がないのだというのなら分かるんですが、増車する気持ち、増車しなければならないと、運転士はまず置いておいてですね。そういうのはどうお考えなんですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

増車したくても、当然そこには人、物、金が必要となってきますので……

○議長（松井孝恵）

芝君、乗るべきじゃないかという質問です。乗って確認するべきじゃないかという吉本さんの質問です。

（「違う、違う」と吉本議員呼ぶ）

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

僕が言ったのは、運転手がないというのはよく分かるんですが、増やそうと思っているのか。それでないんやというんだっら、話はまだ分かりますけれどもね。増やそうと思ってなかったら、運転手は関係なくなりますよね。だから、それはどうなんですかということをお聞きしているんです。

○議長（松井孝恵）

失礼しました。

芝君。

○振興課長（芝 健治）

実は我々も増やそうということで努力していないわけではありません。令和2年度で、前回、総務政策課、まちづくりグループに私がおったときですけれども、例えば増便するために貸切りバスをとというふうに考えたこともありました。そのときに1日8万円という、そういう見積り額が出まして、年間1,500万円も要するということで断念した経緯がありましたので、決して増やさないとかではなくて、増やそうと思っても現実的に大変厳しいという状況。それは令和2年度よりも今のほうがもっと厳しくなっているということで何とぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

コミュニティバスについては、国が8割負担するという要綱になっていると思うんですよ。ですから、負担するのは一応2割ということなので、金額的には、国のいっているのであればそんなに大きな負担にはならないと思うんです。

ただ、次の質問に移りますが、子どもの権利条約には、子供の意見の尊重が、意見を表明し、参加できる権利が記されています。子供は自分に関わるあらゆることについて自由に意見を表すことができ、大人はそれを子供の発達に応じて真剣に受け止め、一緒に考え行動するとなっています。子供たちがバスの状況を一緒に考えてほしいと、バスに乗ってほしいと言っています。特に行政を担当されてきた副町長さんは、職員時代から現場に足を運び、多くの問題を解決されてきた方です。現場に行かないと分からないことがあることを最も分かっておられる方です。奥田町長さんがバスに乗ってもらえれば、バス停まで送ってきている保護者も子供たちも、さすが子どもの権利に関する条約をつくった町長だと思っただけだと思います。また、保護者、子供たちの意見も聞けて、住民との関係も深まると思います。副町長、教育長3人で朝の3台のバスと、15時45分の帰りのバスに乗っていただき、子供の声を尊重していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（松井孝恵）

副町長、山本敏章君。

○副町長（山本敏章）

まず、その件ですけれども、乗る、乗らんの話は乗るということなら、僕は乗ります。ただ、それ以前に考えなきゃならないのは、増便したくてもできないという理由はやっぱり運転手確保にあります。これについて、私自身も明光バスのほうには確認をしています。金額的な問題についてはクリアする方法はあろうかと思いますが、運転手を確保できない状況の中で増便しますよということは、この場ではお話しすることは、それはできません。そこはご理解ください。

それと、基本的なことについて、通学の問題ですので、やっぱり教育委員会がこのことに対してどう対応するのかというのは基本にあらうかと思います。今うちが、行政のほうで運営しているバスというのはあくまでも福祉バスを基本として置いているバスですので、その中で考えていく範囲においても、やはり増便するには運転手の確保というのは避けて通れないと。これは現実の問題なので、そこのご理解だけはいただきたい。だから、お金の問題以前にその問題をクリアしないと前に進まないということです。だから、そういう状況にあって、通学をどう確保していくのかというのは、やっぱり教育委員会としての方向性というのは教育委員会の委員さんの中でも共有していると思いますので、そこは方向性を示していただく以外に僕はないと思っています。

以上です。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

私自身も、子供たちが立って乗っているのは、毎日、家の前をバスが通りますので、それは理解しております。その部分につきましては一度私も乗ってみますので、子供たちの意見は聞いてきます。

○議長（松井孝恵）

教育長、宮内一裕君。

○教育長（宮内一裕）

お答えいたします。

私は一緒に乗ったことはございます。当然立って乗っておりましたから、状況というのは分かっておりますし、乗車状況の確認もしておりますので、朝、何人乗ってきたかということも把握したこともございますので、状況は理解しているというふうに思っておりますが、ただ、今の状況では全員着席させるということは大変難しいなというふうには感じているところです。

ただ、やはり子供たちが安全・安心で通学できることはどの学校においても大変重要なことだというふうには思っておりますので、学校では基本的に先ほどからもありましたように、低学年のほうは優先して対応してもらっています。立って乗る場合もございますので、バスの乗り方について指導もしてもらっております。引き続きやはり安全に通学できるように、学校とも相談しながら教育委員会としても取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

3人の方が乗っていただけということで、子供たちの状況も乗って実際に見ただけということで、私もうれしく思います。

それと、副町長さんのほうから運転士の問題があるからということも言われていたけれども、でも、増やしていきたい、解決されればというふうに受け取れる答弁でもあったと思いますので、それをまた期待したいというふうに思います。

それと最後に、やっぱり1回だけ乗るんじゃなくて、教育委員会と振興課のほうで定期的にやっぱり乗っていただかないと、子供たちの状況を誰も指導する方がおられない

のでね。やっぱり指導してあげないとまだまだ1年生、2年生という、なかなか大人の言うことを聞かない子供の発達段階ですからね。だから、やっぱりそういうこともちょっときちんとしていただいて、安全な通学になるようにしていただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

○議長（松井孝恵）

どうぞ、質問を続けてください。

○9番（吉本和広）

ダンボールベッドについて。

段ボールベッドは災害に遭ったとき、今、朝来小学校をはじめ各小学校に10個程度しかありません。10人をどうして選ぶのでしょうか。国も国際最低基準を示すスフィア基準に従って、24時間以内にベッドを確保するよう指導しています。能登半島地震でも、多くの方が災害関連死で亡くなっておられます。

12月議会で、避難所として学校の体育館以外にも教室も使うということで、教室に段ボールベッドが何個設置できるか調べると、私の質問に回答しました。半年たちましたが、何個設置できるのですか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

現在、各学校を回って、設置可能数、収容人員数がイコールになりますが、調査を進めているところがございます。児童・生徒が下校後の時間での調査になりますので、各学校と時間調整をしながら各教室を調査しております。消防・防災の担当者も増加傾向にある通常業務を遂行しながらの調査となっておりますので、時間がかかっていることについてはご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

私が多くの具体的な仕事を示して、多岐にわたる防災対策があり、担当職員の人数を増やし、解決するよう求めた質問に対して、町長さんは、具体的に準備しなければならない多岐に及ぶ多くの仕事をやっていくためには機構改革も考え、防災対策室の設置も検討しなければならないと回答されました。

半年たっても、多岐にわたる仕事があり、国・県からの調査や他の仕事もあり、専念

できず、何個設置ができるか分からない状況です。機構改革を行い、防災対策室をつくり、早急に災害対策が進むように、町長、すべきではありませんか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

災害対策室をつくり、災害対策が進むようにすべきというご質問については、地域住民の安全・安心を守る上で極めて重要であると認識をしております。その必要性は十分に理解しておりますが、前も話をしましたように、機構改革については全庁的なバランスを考える必要がありますので、引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

やはりそんなに時間がかかることではないと思ったことが半年たってもできていないというのが物すごく思うんですね。でも、職員さんが別にサボっていたわけでも何でもなくて、様々な仕事があって、やっぱりそれだけに集中できないというのが現実だと思うんですね。それ以上やると、前にも言いましたけれども、精神疾患で病気になるということになると私は本当に思います。

ですから、やっぱり災害問題は本当に重要な問題で、中井議員からもありましたが、80%起こる可能性が近づいてきた時期になっているわけです。ですから、やっぱりそこはちょっと特別に力を入れて職員を置いて対策をしてもらわないと、一個も前へ進んでいかずにずるずるしているうちに大災害が起こることになると私は思いますので、もうちょっと力を入れてやっていただきたいというふうに思います。

12月にハザードマップができると、管理場所と購入数を決めると答弁されました。3月にハザードマップが出来上がり、3か月がたちました。管理場所と購入数は決まりましたか。

町の災害対策の計画では、1,900人が避難所に避難するとしています。自ら立てた計画です。町民の方と話をすると、話をした全ての方が、床に寝るのは困る、体がもたないと言われ、段ボールベッドをみんなが使える数購入してもらわないと困ると言われています。前にも紹介しましたが、段ボールベッドは下からの冷気を防ぎ、ある研究では、床より温度が8度も高いと発表しています。

私は、暖房の入った東京体育館や大阪市立中央体育館など多数の体育館で冬場試合を

行ってきましたが、体育館の床は冷えていて、試合間際にしか下のフロアには入らないように、多くの選手はしていました。そういう体育館での段ボールベッドは寒さ対策として有効です。

避難所で半年使った友人は、避難用のアパートに引っ越した際にも段ボールベッドを購入して、衣服の保管も段ボールベッドで行えるし、寝心地もとてもよいと高く評価していました。実績済みの段ボールベッドです。町民は、明日起こってもおかしくない、南海トラフの大地震が起こる可能性が高くなっている。町民が困らないように準備しておくべきです。県の半額補助金もあるので、1台1万5,000円でも7,500円で購入でき、1,900台買っても1,425万円です。保管用コンテナ倉庫を購入しても、2,500万ほど予算があればできます。南紀の台の使わなくなった施設、紫蘭も耐震されているので整備し、使えば費用も抑えられます。

能登半島地震の国の分析では、前回も述べたように、国の調査で水抜き対策ができていない埋め立てられた高速道路は崩壊する。全国の高速道路の水抜き対策は不十分です。大阪から上富田町に向かう高速道路も同様な状況です。南海トラフの大地震は能登半島地震以上の震度で、高速道路は能登半島以上に崩壊する可能性が高い。能登の最大5メートルの津波とは違い、十数メートルの巨大な津波が押し寄せ、甚大な被害が出る。能登半島地震は奥能登という地域に限られたが、大地震は静岡から九州までに及び、支援が届くのがいつになるか分からない。段ボールベッドが届くのに16日、17日もかかった奥能登の珠洲市以上に届くのが大幅に遅れることは容易に想像できます。

田辺市の上富田町が協定を結んでいる会社の社長さんに話を伺ってきました。毎日、紀の川市の段ボール会社から3層の段ボールの板が送られてきて、それを加工しているということでした。災害時、道路が使えなくなると、そのときにある材料ではどれぐらい作れるんですかとお聞きすると、数十台しか段ボールベッドは作れない。協定は上富田町、田辺市、御坊市、日高町、湯浅町、由良町と多くの自治体と結んでいる。段ボールベッドを作る段ボール会社は和歌山市、岩出市、紀の川市にしかなく、海南より南では田辺市の協定を結んでいる1社のみですと言われていました。

会社は、ハザードマップでは浸水域との境目で、そのときに段ボールベッドが作れるかは浸水状況によるのでどうなるか、水位次第であると話されていました。社長さんも、各自治体に備蓄しておくほうがいいと話しているとのことでした。

能登半島以上の大地震が起こるのです。道路が寸断されるのですから、長期の避難生活が予想されるので、自前で段ボールベッドを持っておかないと体調を崩し、多くの災害関連死を出すことにつながります。私が話した方はみんな、1,900台購入しても、誰も町に文句を言う人はいない。逆に、そのときに準備ができていなければ、なぜこん

な状況になると分かっていたのに準備していないのか、苦情を言う人は多いだろうと言われていました。避難者分、少なくとも避難所の面積で避難所に配置できる分は、管理場所は後で検討するとして、できるだけ早く検討しながら購入しなければならないとの認識ですか。

もう一点、町は全員分購入すると、町民から批判が出ると考えているのですか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

まず1点目、段ボールベッドの配備についてのご質問ですが、議員のご説明にもありましたとおり、地域防災計画では巨大地震が発生した場合、1日後1,300人、1週間後には避難者1,900人の方が避難所に避難する想定となっております。

現在、町では、学校の教室を利用した場合の避難者の収容人数の調査とともに、町単独で備えておくべき備蓄についても整理に取りかかっております。備蓄は購入すればよいというものではなく、良好な状態で必要なときに使えるように備えておかなければなりません。吉本議員は、管理場所は後で検討するとしてと言っていますが、担当課といたしましては、管理、配備できることが前提条件になると考えております。

また、令和6年7月の国からの通知、平時における確保体制の整備の中で、避難所開設当初から直ちに避難者に提供できるよう、平時からパーティションやテント、簡易ベッドについて備蓄を推進すること、指定避難所や物資拠点に最低限必要な備蓄を確保すること等の通知が来ております。最低限必要な備蓄の品目、数量を決定していくためには各避難所の空間配置図、レイアウト図などの作成も必要になってまいります。今後におきましても、必要な備蓄につきまして協議し、充実に努めてまいります。

2点目、町は全員分購入すると町民から批判が出ると考えているのかにつきましては、いざ使おうとしたときに使用できる状態で保管、運搬、配備ができなかった場合には、批判は免れないと考えております。

段ボールベッドについては、保管スペースの確保、湿気、かび、害虫対策などの管理、災害発生時に迅速に運搬、配布する体制が整っているか等が課題となります。現在、町では段ボールベッドを70台保有しておりますが、1台21キロから23キロの重量がございます。避難所から離れた場所に保管するとなると、2人がかりでトラックに積み込み、積み下ろし、避難所に運び込むこととなります。これも軽トラックに積むとなると、多くの数は積みません。また、雨の日にはかなりの注意が必要となります。

対して、令和6年度にワンタッチベッド30台を購入しておりますが、こちらは重量

が6.5キロで、1人でも持ち運びができ、収納スペースも段ボールベッドの約3分の1となります。また、設置につきましても20秒で設置ができます。

以上のようなことも含め、今後も備蓄するベッドの種類やベッド以外の備蓄について、より効率的かつ実用的な備蓄体制の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

私が聞きたいのは、朝来小学校の後ろに設置するとかという、いろんな場所は可能だと私は思っておるんですね。

問題は、まず、避難所における数分は買うんだということで保管庫を考えるということによろしいんですか。私はそれが聞きたいんです。本当にベッドが置けるだけの数を購入したいと。購入したいから、保管場所を探すということなのか、それを知りたいんです。私は何か本気で避難者分買おうとしているのかと、その姿勢を聞きたいんです。お答えください。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

先ほども答弁をさせていただきましたが、各避難所内の空間配置図、レイアウト図などの作成ができましたら、必要な備蓄が把握できるものと考えております。例えば避難所に畳の部屋がある避難所では、必ずしもベッドが必要とは限らないかもしれないというような状況もございます。必要な備蓄が把握できましたら、保管場所も含め、確保に向けて協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

今言ったように必要な数はちゃんとつかんで、置ける数をつかんで、それを保管する場所を探すという方向でできるだけ早く進めていただきたいということを言わせてもらいます。

次に、五、六名の町民の方と話をすると、広いパイプベッドならともかく、軽量であるワンタッチベッドは狭く、病院の付添いで1日寝たが、腰が痛くなった。2日そこで

寝るのなら辛抱できますが、何日にもなる長期の避難生活において、狭いワンタッチベッドでは寝返りも打てず、寝返りのたびに目を覚まさなければなりません。避難者から段ボールベッドに交換してほしいと言われ、不満が出るのは目に見えていますと皆さん言われていました。

長期の避難所で試され済みで、さきに述べたように、半年以上、避難所で段ボールベッドを使った友人が段ボールベッドをアパートでも買って使っているというほど、布団も敷けて、寝ることに関しては快適だということです。ワンタッチベッドでは布団も敷けません。長期の避難生活を送ることを考えて、無駄遣いだと言われないように、実績のあるものを中心に購入すべきです。実績のある段ボールベッドを中心にすべきではありませんか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

令和6年度に購入しましたワンタッチベッドのサイズですけれども、使用時のサイズが75センチの190センチということで、それほど段ボールベッドと大きさが変わるものではございません。ここはちょっと一つ言わせていただきます。

あと、備蓄の確保、充実につきましては引き続き進めてまいります。体の負担軽減、健康被害の予防、プライバシーの確保等、段ボールベッドの効用は十分理解をしております。一方で、先ほど申し上げたように、重量や保管方法、保管スペース、運搬といった課題がございます。段ボールベッドも軽量化が進んでおりますので、技術の進歩がこの課題を解決してくれるかもしれないとも考えております。いろいろな種類のベッドを組み合わせることで迅速に避難所の生活空間を確保できるのではというふうに考えております。

いずれにしましても、備蓄物資の充実につきましては、庁内で十分協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

私は寝るまでもなく分かると思うんですが、町民の大切なお金を使うのですから、長期の避難所生活には不適切と言われないように。課長さん、1回1週間、ワンタッチベッドと段ボールベッドで寝てみたらどうかと私は思うんです、本当に。そうじゃないと、私は朝来の体育館で寝させてもらいましたけれども、あれで1日、2日だったら辛抱し

ますけれどもね。そんな1か月も2か月分もあんなベッドで寝させたら本当に腰が痛くなって、お年寄りも本当に大変だと思いますよ。やっぱりどうせお金を使うのならきちんとしたものを用意してもらいたい。だから、1回寝て、自分が寝てみて、10日間でも1週間でも、本当にこれで長い避難生活を送れるかというのをやってみてください。

段ボールベッドはさっきも言わせてもらったように、半年寝た避難者が快適だったよと言っているんですね。だから、そういうものをやっぱり大切なお金を使って買うわけですからね。それぐらいのことをして、実用的かどうかを確かめていただきたいということを私は一言付け加えさせていただきますが、どうですか。

○議長（松井孝恵）

副町長。

○副町長（山本敏章）

基本的に段ボールベッドありきの話じゃなくて、避難所運営に当たってどうするかということを先ほど総務課長のほうから答弁させていただいています。確かに快適に過ごせるのはベターですよ。それは一番その状況になるのが私はベターだと思いますけれども、やはり段ボールベッドの管理、保管、この点についても、当局としては十分考えていかなきゃならない部分があります。その点において、やはりそれよりも、そのベッドを選ぶのか、今後、今、総務課長が答弁したように他のベッドを選んでいくのかどうかについては十分協議します。

こちらも例えば税金の無駄遣いをしようという考えは毛頭持っていませんので、ただ、快適な状況をどこまで維持するのかということやはり考えていかなきゃならない問題です。

それと、緊急時にスムーズにその状況の中でベッドをその場所に持っていくにはどうするのがいいのかということも併せて考える必要もあります。いつ起こるか分からない地震に対して、すぐに起きればそれは用意していたのが役に立つかも分かりませんよ。でも、10年、20年先までに段ボールベッドをその状況で保管することが可能なのかどうかも含んで、保管するとすればどの場所に保管しなきゃならないのか、これについても、いわゆる税金の無駄遣いにはならないようにするということは大前提ですので、そこは十分考えて進めます。その点については先ほど総務課長の答弁どおりだと私は思いますので、段ボールベッドありきで考えるのではないということだけは申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

本当に寝てもらおうとかして、やっぱり本当に長期の避難所でどれが一番役に立つのかというのを確かめてもらって、ほんで、ちゃんとした形で保管していただいて、その数分だけちゃんとやるという方向でぜひ頑張っていたきたいということと、町内にあれば被災されずに家が潰れなかった方もたくさんおられますし、知人が避難所でそういう状況であれば、親戚とか皆さん、運搬はやっぱり手伝ってくれると。私はそんな、上富田町民が災害に遭ったときに、避難所の人には知らんよというような町民では絶対ないと思います。それは確信を持っています。私も、神戸とか避難所へ行きましたけれども、皆さんやっぱり協力して、一生懸命そのときにはやります。

ですから、一番大事なのは和歌山にあるのではなくて、上富田町内にあるということなんです。町内にあれば、どんなに遅くとも1週間以内には運んでくることは可能です。だから、私がいつも言っているのは遠くに置いておくのではなくて、自分のまちに持つということです。それが一番近ければいいけれども、だから、近いところを選んで置くけれども、どうしても置けなければ、最悪、町内に置くということで、ぜひご奮闘していただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

これで、9番、吉本和広君の質問は終了いたします。

15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時12分

○議長（松井孝恵）

再開します。

引き続き一般質問を続けます。

5番、山本哲也君。

山本君の質問は一問一答方式です。

梅収穫期の人手不足解消策についての質問を許可いたします。

○5番（山本哲也）

失礼します。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、梅収穫期の人手不足解消策について伺います。

皆様ご存じのとおり、今の時期は梅の収穫真っただ中であります。今日も、町内でも多くの農業従事者の皆様が梅の収穫作業をされていることと思います。当町は、1976年に議決された第1次総合計画で「農業の町」をキャッチフレーズに、農業振興に取り組んできました。基幹作物は梅とミカンという認識ですが、改めて梅産業に対する町の認識をお答えください。

○議長（松井孝恵）

振興課副課長、山根康生君。

○振興課副課長（山根康生）

お答えします。

上富田町では、古くから梅とミカンの栽培を主産業としており、現在もその伝統が受け継がれています。梅の栽培は、我がまちにとって、地域の経済を支える重要な基幹産業であると認識しております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

ただいまの答弁にもありましたように、梅産業は古くから当町の基盤を支え、町の発展に大いに寄与してきました。この重要な産業を守り、さらに発展させていくことは今を生きる私たちの使命であると考えます。

私は毎年、町内の梅農家数件を掛け持ちし、収穫の手伝いに行っています。また、これまでに町内外の梅産業に携わる方々と話をする中で、収穫期の人手不足が深刻な問題となっていることを強く実感しています。農家自体もそうですが、手伝いに来られる方々も高齢者の割合が増加傾向で、年々人手不足が深刻な課題となっています。梅の収穫期は短期間であり、その間に全てを収穫する必要がありますが、私が手伝いに行っている農家も人手が足りないので収穫が間に合わず、結果的に梅を捨てざるを得ないこととなりました。その年の努力が水の泡となり、非常に残念でなりません。この状況を町として認識しているか、また、どのように対策を講じているのか、現状についてお答えいただきたいと思います。

また、今後の対策についてもお伺いします。

○議長（松井孝恵）

山根君。

○振興課副課長（山根康生）

お答えします。

梅の収穫に係る人手不足については、農業においても高齢化と後継者不足により農家の数が減少していることなど、町としても人手不足については認識しております。

対策につきましては、生産者によっては学生を研修で受入れを行っていることや、昨年9月に締結しましたスポーツクラブ育成プロジェクトの一環で上富田町に移住していただいたスポーツ選手も、一部の方ですが、農業の労働力不足の解消に一役買ってくれています。まだ始まったばかりですので、今後、このような流れがどんどん広がってくれることに期待をしております。

また、本町も加盟、参画しています紀州うめ研究協議会では、省力技術開発事業において、人手不足の打開策としまして、2.5メートルぐらいの高さで主枝を切って木の背丈を抑えるカットバックや、改植時に苗木を斜めに植えて背丈を低くするムカデ整枝など、今までであれば脚立に乗って収穫していたものが大きな脚立を必要とせず、効率的に収穫が行える新技術の導入が進められており、これらの技術が普及することで、人手不足の解消だけではなく、持続可能な農業の実現に貢献されることに期待しているところです。

以上です。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

今おっしゃられた学生やスポーツ選手の受入れは素晴らしい取組ですが、まだまだその対象はごく一部にとどまっています。

また、カットバックやムカデ整枝もご紹介されましたが、実際に活用するのは一部の農家にすぎず、効果が現われるまでにはかなりの時間がかかるでしょう。農家の皆さんは、迅速な対策を求められています。

私のほうからも幾つか提案させていただきます。近年、農作業の手伝いをするために全国を転々とされている方々が多くおられます。県やJAがあっせんをし、農家に紹介をするという制度があります。よい制度ではありますが、この制度の問題点は、農家が手伝いに来てくれる人々の住居を提供しなければならない点です。場所の確保が難しく、農作業の報酬以外にも追加費用がかかるため、受け入れる農家が少ないようです。この点を町が支援し、負担を軽減することはできないでしょうか。町内にある空き家や定住促進住宅を活用する方法など様々な可能性が考えられると思いますが、見解を伺います。

○議長（松井孝恵）

山根君。

○振興課副課長（山根康生）

農作業の手伝いをする方については、短期ヘルパー、季節労働者、新規就農を目指す研修生などがおられると思いますが、この方々の住宅に対する支援は重要な要素であると考えております。しかしながら、本町には第1次産業に従事する方専用の住宅はございません。空き家や定住促進住宅の活用については、入居される方の希望と住宅の条件や入居者の資格がマッチングできるかがポイントになると考えております。

入居に関する事項については、空き家については振興課、定住促進住宅については建設課各担当までご相談ください。

以上です。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

私が質問しているのは農作業を手伝ってくれる方の住宅費用を町が負担できないかという点です。ご相談すれば対応していただけるとのことですが、具体的に家賃などの費用を町が負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（松井孝恵）

山根君。

○振興課副課長（山根康生）

費用の負担においては今のところ予算化などされておられませんので、そういったニーズに合わせて、今後、慎重に研究、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

よろしくお願ひいたします。

2つ目の提案ですが、リゾートバイトとセットで働き手を確保する方法です。7月、8月はお隣、白浜町に全国から多くのリゾートバイトをされる方々が訪れます。梅の収穫期は主に6月です。1か月ほど少し前倒しでこの地域に来ていただいて、梅の収穫を手伝ってもらうという方法を白浜町に協力を得ながら検討してみても考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（松井孝恵）

山根君。

○振興課副課長（山根康生）

農業とリゾートバイトのセットについては、梅の収穫時期に直面する人手不足の解消

や、単に労働力を確保するだけでなく関係人口を増やし、将来的な移住や定住にもつながる可能性があると考えております。しかしながら、梅の収穫作業は体力的に厳しい面もあり、リゾートバイト参加者がどこまで貢献できるかという課題もあります。

また、農業者は基本的に個人事業主であり、労働力をどのように確保していくか、それぞれ工夫されていることと思います。今後、そのようなニーズがあれば研究していきたいと考えておりますが、現時点では本町からの働きかけを行うことは考えておりません。

以上です。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

現時点では白浜町へ働きかけを行うことは考えていないということですね。分かりました。

3つ目の提案は、職員の副業についてです。すさみ町は、2023年度から職員の副業を認める規則の運用を始めています。地域振興につながるような活動を認めることで知識や経験が得られ、結果として職員の能力が高まり、行政サービスの質の向上にもつながると期待されています。当町でも副業を認めることで人手不足解消の一助となり、町民とのつながり強化が図れ、農業の現状を理解し、まちの基幹作物を守るための新たな手段になると考えます。

以前、委員会で私が町長に公務員の副業について質問した際は、コロナ禍であり、休日は集団予防接種もあるので、副業を認めることは考えていないということでしたが、コロナ禍も明け、現在の状況を踏まえ、改めて副業に対する見解を伺いたいと思います。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

お答えいたします。

ご提案いただきました副業制度の導入につきましては、職員のスキルアップや行政サービスの質の向上に資する可能性があるとして認識をしております。また、農業分野での副業は、地域の基幹産業である農業を支援し、活性化させる上で有効な手段となり得るものとの考えも理解できます。

しかし、職員の副業を全面的に認める制度を導入することは難しい状況にあります。副業が本業に支障を来さないよう、適切な管理体制の構築も必要となります。行政の業務は年々増加し、多様化しております。防災対策、デジタル化の推進など新しい課題に

対応していく必要があります。このような状況から、現在、職員数を増やしている段階にあり、本来の業務に力を入れることが重要であると考えております。

今回いただいたご提案は非常に貴重なご意見であり、今後の行政運営を検討する上で参考にさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

副業を認めることが必ずしも全員に副業を求めるという意味ではありませんし、全面的に認める必要もないと思います。すさみ町のように、地域振興に資する活動に限定して認める形でも十分だと考えます。梅の収穫期に1度や2度だけでもその作業を経験することが、本業に支障を来すことにつながるのでしょうか。梅の栽培は我がまちにとって、地域の経済を支える重要な基幹産業であると認識されている割には、梅の収穫期における人手不足の解消策については十分な対応がなされておらず、今後の対策についても、本気で取り組む意思があるのか疑問に感じます。

みなべ町では、梅収穫ワーケーションとして、県内外から毎年、数百人の方々が訪れ、梅収穫期の人手不足解消策に大きく貢献しています。行政も深く関与し、強力に支援しています。このような取組を参考にし、当町でも導入できないか、ぜひ真剣に検討、実践していただきたいと思います。この課題についても、当町も真剣に取り組む気があるのか、いま一度お聞かせください。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

先ほども答弁いたしましたので、非常に貴重なご意見でありますので、今後の行政運営の参考にさせていただきますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

農家の皆さんによる自助努力にも限界があり、広い視野での対策には公的支援、すなわち公助の力が必要です。町としても現場の声に真摯に耳を傾け、実効性のある対策を早急に講じていただくよう強く要望いたします。

議長、次の質問に移ります。

○議長（松井孝恵）

どうぞ進めてください。

○5番（山本哲也）

皆さんはペットを飼われていますか。私は犬と猫2匹、そしてイグアナを飼っています。ペットを飼うことで飼い主としての責任感が強まり、ペットも大切な家族の一員であることを実感しています。現在、我が国では、犬や猫の飼育頭数は2,000万頭を超えと言われており、ペットの数が15歳未満の子供の数よりも多いそうです。現在、当町における犬の登録数をお答えください。

○議長（松井孝恵）

住民課副課長、木村弘行君。

○住民課副課長（木村弘行）

お答えします。

上富田町の犬の登録数につきまして、令和7年5月末時点で761頭です。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

761頭ということで、1世帯に1頭とすると、上富田町約7,600世帯のうち、約10軒に1軒の割合で犬と暮らしていることとなります。猫やその他の動物を含めると、相当数の家でペットと暮らしていることが想像できます。

飼い主からすると、ペットは大事な家族の一員です。大規模災害が発生した場合には、飼い主がペットを連れて避難所等に避難することが想定されます。国の現行の災害時におけるペットの救援対策ガイドラインによると、ペットとの同行避難を基本として、自治体に対し、避難所や仮設住宅に可能な限りペットを受け入れることを求めています。

現在、当町ではペットの同行避難をどのように推進していますか。平時からの広報活動は行っているのでしょうか。災害時にペットを受け入れる際の具体的な手順や体制について、準備状況はどうなっているのでしょうか。例えばペット専用のエリアや区画は整備されていますか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

初めに、大規模災害が発生した際には、飼い主とペットが共に安全に避難していただくことが必要となります。また、ペットの避難については平時から飼い主の責任におい

て十分な対策をしていただくことが必要でございます。

ご質問にありましたペットの同行避難などについて、現在は広報などできていない状況です。

また、ペットの受入れの具体的な手順や体制及び避難所におけるペット専用スペースなどの指定についても未整備となっております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

当町が作成している地域防災計画には、避難所でのペット受入れやペット防災のガイドラインに関する記載はありますか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

地域防災計画には、ペット関連に関する記載はございません。

以上です。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

国のガイドラインでペットの受入れが求められているにもかかわらず、ペットの同行避難に関する体制が整備されていないことが明らかになりました。このままでは、災害発生時に町民が混乱することは避けられないのではないかと懸念されます。町の防災計画にも組み込む必要があると考えます。

地震、水害などの災害発生時にペット対策をどのように講じるかは、危機管理上も、避難所運営上も大きな問題と考えます。東日本大震災に伴う自治体へのアンケート調査結果によると、避難所でのペットのトラブルでは、犬の鳴き声や臭いなどの苦情が最も多かったそうです。

また、内閣府による熊本地震の避難者への調査では、3割以上の避難者がペットを避難所に入れてほしくないとの回答がありました。避難所でのペットの受入れを拒否されたため、飼い主がペットと共に車中泊を強いられるケースもあったということであります。

また、アレルギー体質の方がいることから、避難所内で人と同じスペースで飼育する

ことが難しい状況があったなど、健康への影響についての報告もあります。

災害時、ペットがいるから避難できないというのは問題だと思います。ペットと一緒に避難できずに取り残された飼い主が被災するケースや、被災した動物を助けに向かった人が被災するケースもあります。人命が最優先だと思いますが、人命を最優先にするからこそ、ペットの避難所も必要だと思います。ペット災害対策マニュアルやペット同行避難マニュアルを作成する必要性について、見解を伺います。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

山本議員からご説明のありましたとおり、ペットとの避難では臭いや鳴き声、アレルギーの問題があるため、同じスペースでの避難所生活は難しいと考えております。今後の対応として、まず、各避難所で駐輪場などを活用したペット専用スペースを設けることから始めてまいります。これにより、ペットを連れて避難する方々に少しでも安心して避難していただければと考えております。

次に、避難所の運営側ができることと飼い主の方に責任を持っていただくことを明確にしたマニュアルを整備してまいります。避難所運営マニュアル等に追記するなどしてまいります。これにより避難所での混乱を防ぎ、スムーズな受入れ体制を整えてまいります。

最後に、ペットを飼っている方が避難をためらわないように、またペットを飼っていない方々にもご理解いただけるよう、広く啓発活動を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

ペットに関する避難体制を整えていただけるとのことで安心しました。災害はいつ発生してもおかしくありませんので、できる限り早急な対応をお願いいたします。

続いて、ドッグラン施設の整備について伺います。

ドッグランは、犬の運動不足解消、ストレス発散、社会性の向上に役立つ重要な施設です。犬にとって、リードをつけずに自由に走り回れる環境は心身ともにリフレッシュし、社会性を育む機会となります。飼い主にとっても、犬の運動不足やストレス解消につながり、犬を飼っている人同士の交流の場としても価値があります。

ドッグランの整備は、ペットの運動不足解消に貢献するだけでなく、町の観光資源と

しても活用できると考えています。また、ペット愛好者が集まり、地域のつながりを深める場ともなるため、地域経済の活性化にも寄与する可能性があります。

当町には現在761頭もの犬が飼われていますが、現状、公的なドッグラン施設は整備されていません。犬がリードを外して自由に走り回ることができる場所がないため、飼い主はどうしても限られた場所で散歩をすることになります。町内には空き地や公園など、ドッグランに適した場所が幾つか存在すると思われます。このような場所に柵を設けることで、低コストで整備できると考えます。行政として、広々としたドッグランを整備するという事はまちの価値を高めるという点からも意味があると思いますが、見解を伺います。

○議長（松井孝恵）

山根君。

○振興課副課長（山根康生）

お答えいたします。

ドッグランについては、サービスエリアや公園、キャンプ場などに併設されている場所が各地にあり、犬の運動不足解消やストレス発散、また愛犬家の交流の場として活用されていると認識しております。

しかしながら、設備の整備となりますと、犬同士のけんかや飼い主同士のトラブルが発生するおそれがあり、利用者のマナーなどのルールづくりや地域住民への配慮を含めた上での場所の選定も必要となります。

また、町内には愛犬と一緒に宿泊ができ、広い敷地で犬を遊ばせることができる施設も整備されております。本町としましては、現時点ではドッグランの整備については考えてございません。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

犬同士のけんかや飼い主同士のトラブルが全くないとは言い切れませんが、マナーやルールをしっかりと整備すれば十分に対応できる問題だと考えます。

また、町内には愛犬と一緒に宿泊できる施設もありますが、町内在住の方がその施設に宿泊することは考えにくく、ドッグランだけを利用するとなると、それなりの費用がかかってしまいます。さらに、週末やシーズンによってはドッグランのみを使用することはできません。したがって、ただいまの答弁では、整備しない理由としては不十分ではないでしょうか。ご見解を伺います。

○議長（松井孝恵）

山根君。

○振興課副課長（山根康生）

町内を見ますと、都会に比べましても犬の散歩ができる場所が少ないわけではありません。また、個人でドッグランを整備している方もいらっしゃいます。

また、整備後の管理についても、費用面であったりとか、先ほど申し上げたルールづくりといったことが課題となってきます。整備については、場所の選定も含め、周辺住民の理解と協力が不可欠になると考えております。このため、ドッグランの整備を行うかどうかについては今後、慎重に検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

分かりました。

次に、LINEによる犬の登録申請について伺います。

犬を飼育する際、役場窓口で登録申請を行う必要があります。犬の登録は狂犬病予防法に基づき、法律で義務づけられています。これに違反すると罰則が科せられるため、正確で迅速な登録手続の重要性は高まっています。

近年、全国の自治体では、LINEを活用した犬の登録申請システムの導入が進んでおり、手続の簡素化と利便性の向上が実現されています。これにより飼い主がより簡便に申請できると同時に、登録手続の実効性も高まることが期待されています。

上富田町においても、職員の皆様の尽力によって公式LINEの機能が拡充され、日常的に多くの町民が利用しています。LINEを通じた犬の登録申請は、飼い主にとって非常に使いやすく、手続のアクセスが大きく向上することが見込まれます。加えて、LINEによる情報管理は紛失や不備のリスクを減少させ、手続後も安心して登録内容を確認できるという利点もあります。

これらのメリットを踏まえ、当町でもLINEによる犬の登録申請制度を導入すべきだと考えますが、見解を伺います。

○議長（松井孝恵）

木村君。

○住民課副課長（木村弘行）

お答えします。

犬の登録につきましては、議員がおっしゃるとおり、狂犬病予防法の規定により、市

町村に登録を行い、交付される鑑札を犬に装着することが義務づけられています。犬の登録には申請書の作成、登録手数料の納付、鑑札の交付が必要となります。

現在の登録申請の方法といたしましては、窓口での手続、郵送による手続がございます。また、マイクロチップが搭載された犬に限られますが、飼い主がオンラインにより、環境省の指定登録機関が運営する犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト、こちらへ情報登録することで市町村窓口への登録申請を省略することができる特例制度がございます。上富田町も令和7年4月1日からこの特例制度に参加しましたので、ご自身でオンラインにより手続を行えば、窓口での登録や変更の申請が不要となります。この場合、マイクロチップが鑑札とみなされるため、鑑札の交付も不要となります。また、町への登録手数料の納付も必要ございません。ただし、マイクロチップが搭載されていない犬や、令和7年4月1日以前に登録された犬につきましては、今までどおり窓口での登録や変更の届出が必要となります。

議員からご質問のLINEによる登録申請についてでございますが、公式LINEの機能が拡充されておりますが、現状では情報の発信が主な目的となっております。申請や手数料の支払いについての機能は未搭載であることから、犬の登録申請にLINEを使用することにつきましては現時点では難しいと考えております。今後におきまして、飼い主の手続の負担軽減や利便性の向上、また効率的な犬の管理について研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

ペットと共に暮らす方々が安心して生活できる環境は、まち全体の魅力向上にもつながります。誰もが暮らしやすく、ペットにも優しいまちとなるよう、今後の取組に期待いたします。

議長、次の質問に移ります。

○議長（松井孝恵）

どうぞ。

○5番（山本哲也）

中学校制服におけるハーフパンツの導入について伺います。

近年、猛暑日が増加し、学校現場における熱中症対策が重要な課題となっております。気象庁のデータによると、直近30年間の猛暑日の平均年間日数は、1910年から1939年の期間と比較すると約3.8倍に増加しています。

この気温上昇により、特に通学や授業を受ける生徒たちの快適性を確保するためには、制服の見直しが急務となっていると考えます。中学校の夏の制服について、最近では、ハーフパンツやポロシャツといったカジュアルスタイルのクール制服の導入が各地で広がっています。導入した学校の生徒からは非常に好評を得ており、めっちゃ涼しいとの声が上がっています。特に通学時にはハーフパンツを履くことで自転車の車体にズボンの端が引っかからず、快適であり、ポロシャツはボトムスの外に出してもオーケーなデザインであり、涼しく、動きやすさも兼ね備え、学生にとっては非常に楽に感じられています。先生たちからは、生徒は暑さをしのげ、教員の服装指導も楽になったと話されています。

また、ハーフパンツとポロシャツは速乾性に優れた素材で作られており、暑い日でも汗をかきにくく、熱中症の予防にも役立っています。

このように、夏季の制服としてこれらを導入することで、生徒たちが暑さを和らげ、学業に集中できる環境が整うと考えます。新しい制服の導入は、生徒の快適さを向上させるだけでなく、学校全体の雰囲気のリフレッシュする効果も期待されています。このような状況を踏まえ、当町では既にポロシャツは導入されていると思いますが、さらなる生徒の快適さと安全を確保するために、ハーフパンツを新たな制服として導入することを検討すべきだと考え、次の質問を行います。

- 1、現在の学校制服の状況について。
 - 2、ハーフパンツを制服として導入することに関して、教育現場における課題や見解。
 - 3、今後、猛暑対策として、このような制服の導入を推進する方針についての見解。
- 以上3点について伺います。

○議長（松井孝恵）

教育委員会副局長、吉田忠弘君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

3点ご質問をいただきました。お答えします。

現在の中学校の制服は、学年によって旧制服と令和6年度の入学生から導入された新制服に分かれています。3年生は旧制服規定のシャツ、ブラウスにネクタイ・リボンの制服、2年生から新制服が導入されています。この学年は旧制服も着用可能となっているため、新旧のいずれかの制服となっております。令和7年度の新1年生は新制服規定となっているため、2年後の令和9年度に統一された制服になると学校に確認しております。

また、この新制服は男子、女子ではなく、生徒個人の多様性を尊重し、どれを選択してもいいとなっております。

また、熱中症対策として活動のしやすさ、機能性を考慮した速乾性のポロシャツ、保護者の経済的負担の軽減など、様々な意見を踏まえて、現在の制服の導入に至ったと聞いてございます。

続きまして、2点目のハーフパンツを制服として導入することに関し、教育現場における課題や見解についてでございます。

中学校では、令和6年度に多様な選択肢として新制服を導入してございます。通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべきものと文部科学省の通知にもございます。導入に関する課題について学校現場に伺ったところ、今ある制服との一体感を図る必要がある点、また入学式、始業式、終業式などは現行の制服規程にそろえていただく必要はあるなどの意見はございました。

次に、制服を取り扱っている販売店に確認したところ、現時点でハーフパンツは取り扱っていませんとの回答でしたが、受注生産は可能であると制服メーカー側に確認を取っていただいています。しかしながら、ハーフパンツのロット数を幾つにするのかなど、ある程度数量が確保できないと、価格は高くなるようです。

また、年間の必要本数が極端に少ない場合、今ある夏服のスラックスを基準の丈に加工する方法とならざるを得ないため、1本当たりの単価はそのスラックスと同額程度、または高くなるとの回答がございました。

次に、3点目の質問です。導入を推進する方針についてでございます。

先ほどの答弁と重複しますが、校長が最終決定をすることになりますので、その選定や見直しを行う場合は、生徒や保護者、学校運営協議会などの学校関係者からの意見を聞いた上で判断いただきたいと考えております。学校としては、現在、全ての教室で空調設備が設置されているため、新制服規定で網羅できているのではないのでしょうかとの認識もございます。そのため、今は導入を推進する方針は特にありませんが、今後、生徒や保護者からの声があれば、そのときに制服の在り方を検討したいと言われておりました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

現場の声を尊重する姿勢は理解いたしますが、教育委員会、また学校側からも、生徒の健康と快適な学習環境を守るために積極的に提案し、検討をリードしていただけるよう期待いたします。

議長、次の質問に移ります。

○議長（松井孝恵）

どうぞ。

○5番（山本哲也）

小中学校における制服代及び修学旅行代の行政による支援について伺います。

当町では、子供たちが小・中学校に通う際、保護者が制服代や修学旅行代を負担する現状がありますが、全国的にこれらの費用を自治体が負担するケースが増加しています。家庭にとって経済的負担となっているこれらの費用は、特に低所得世帯や生活困窮世帯にとって大きな負担となっています。

また、制服代については年々値上がりしている傾向があり、修学旅行代に関しても、参加費用が高額化することがしばしばあります。このような現状に対し、町としてはどのような具体的な支援策を講じているのか、また、今後、さらに積極的に取り組むべきであると考え、以下の質問をします。

1、現在、町内の小・中学校における制服代について、保護者の経済的負担を軽減するための支援策として、町はどのような取組を行っているのか。

2、修学旅行代に関して、特に低所得世帯への支援策として、町としてはどのような支援を行っているのか。現在の支援内容について、具体的な金額や支援対象者についてお聞かせください。

3、他の自治体では、制服代や修学旅行代の一部または全額負担を行っている事例がありますが、当町としてもこのような取組を検討する考えはあるのか。もし検討している場合、具体的な時期や予算計画について教えてください。

以上3点について伺います。

○議長（松井孝恵）

吉田君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

お答えいたします。

町では、経済的な理由で就学が困難な小・中学校の児童・生徒の保護者で生活保護に準ずる程度に困窮していると認められる場合、学用品費、学校給食費、校外活動費等の費用を支援してございます。

小・中学校の制服代としては、新入児童・生徒学用品費等の区分で、小学校は5万7,060円、中学校は6万3,000円を支援しているところでございます。

次に、修学旅行代についてでございます。さきに説明しました就学援助の中に修学旅行代の区分もございます。修学旅行費は実費での支援となっております。令和6年度小中合計27件、中学校では1人当たり8万2,630円。小学校は、各校で金額が違

っております。学校別では、朝来小学校では2万5,649円、生馬小学校では3万5,211円、岩田小学校では3万4,468円、岡小学校は3万1,574円、市ノ瀬小学校は3万4,454円となっています。いずれも上富田町就学奨励金補助規則により支援しているところでございます。

次に、3点目の一部または全額負担の取組についてですが、準要保護児童生徒就学援助制度は、経済的に困難な家庭の子供たちが安心して学校に通えるようにするための制度となっております。町の規定により、支援の区分ごとに実費、または実費負担のうち上限額までを支援しているところでございます。

なお、支援額については、国基準の補助限度単価としておりますので、現時点では追加支援のための見直し予定はございません。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

多くの家庭が、進学や学校行事を楽しみにしながらも、費用面で不安を抱えているのが現状です。誰一人取り残されることなく、全ての子供たちが希望を持って学校生活を送れるよう、今後、町としてもより実情に寄り添った支援の拡充をお願いしたいと思います。

議長、次の質問に移ります。

○議長（松井孝恵）

どうぞ。

○5番（山本哲也）

学校給食について。

まず、給食費について伺います。

毎日のように、米の価格高騰に関する報道を目にします。物価高騰に伴い、米以外の作物の価格も上昇していることと思いますが、給食に関する食材費は以前と比べてどの程度上昇していますか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

教育委員会学校給食センター所長、芦口正史君。

○教育委員会学校給食センター所長（芦口正史）

お答えします。

まず、お米につきまして、令和6年度より米の流通量不足、価格高騰が起り、令和6年9月の見積り依頼時、それまでの米価の1.9倍の価格提示となり、食材費の追加

補正をお願いすることとなりました。食材費につきましては、コロナ収束時の令和3年度給食食材費決算額で6,400万円と比較しまして、令和6年度は7,600万となっており、1,200万上昇の結果となっております。

これにつきましては、令和4年度よりロシアのウクライナ侵攻後の小麦製品の価格上昇、円高に伴う輸入製品の価格上昇や物価上昇、令和6年度は夏の高温による野菜の不足、米価の高騰が要因だと考えられます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

米の価格高騰が続く中、大阪府交野市では、今年の2学期から給食でご飯を提供する回数を週3回から週2回に減らすことを決めました。価格高騰が今後も続いた場合、3学期はご飯の提供回数を週1回に減らすことも検討されているとのことです。当町においても同様の事態が発生する可能性はありますでしょうか。米の確保が困難となることで、業者からの納品に支障が出るといった事態が起こるおそれはありませんか。

○議長（松井孝恵）

芦口君。

○教育委員会学校給食センター所長（芦口正史）

お答えします。

令和6年度9月までは前年度見積価格での納品、また、6年度10月以降現在までは県内産玄米を一定量確保していただけましたので、令和6年9月時点での提示価格で納品いただけております。給食用物資納入業者の協力により、令和7年9月前半までは県内産玄米を確保できております。

お米の確保につきましては、東洋ライス株式会社さんに国内産米原料の金芽米の調達をお約束いただいておりますので、ご飯の提供回数を減らすことなく運営を行う予定でございます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

ご飯の提供回数を減らすことなく運営を行うということで安心いたしました。

町では令和7年4月から令和8年3月の間、給食費の無償化を実施しますが、物価高騰の影響で厳しい財政運営が予想されます。令和8年4月以降の給食費について、現時

点の方針をお聞かせください。

○議長（松井孝恵）

芦口君。

○教育委員会学校給食センター所長（芦口正史）

お答えします。

これまで給食費につきましては、平成30年4月の運用開始当初から値上げせず、保護者負担とし、物価高騰分を町が補填しておりました。学校給食事業全体の年間運営費が年々増加し、財源内訳による一般財源も年々増加している中、給食費に係る保護者負担軽減の観点から値上げは行っておりませんでした。令和6年度10月より学校給食費無償化事業に対する県の補助制度が実施され、令和7年度も継続となったことから、上富田町では学校給食費無償化事業を実施しております。

学校給食費につきましては、令和7年度より小学校1食300円、中学校1食330円とさせていただいております。これにつきましては、県の補助制度にて基準となる1食単価が示されていることによる価格の設定で、食材の高騰や光熱水費の上昇により給食単価や月々の給食費を前年度より30円引き上げております。町としましては、県の補助制度がある間は町の学校給食無償化に取り組む方針でございます。

県の補助制度が期間を区切ったものでその後の方針が示されておらず、不透明な状況でありますので、8年度以降の対応につきましてはお答えを控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

次に、地場産食材と外国産食材の使用割合についてです。学校給食に使用されている地場産食材の割合はどのくらいでしょうか。

また、外国産の食材について、特に中国産の食材が使用されている場合はありますか。

○議長（松井孝恵）

芦口君。

○教育委員会学校給食センター所長（芦口正史）

お答えします。

上富田町では給食物資納入企画書を設定しており、食材ごとに細かく制限を設けております。お米につきましては国内産と定めており、現在、地元産、県内産で賄っております。

生鮮野菜につきましては基本、国内産で、現地産を納品時に提出するとし、地元産、

県内産につきましては、毎日の給食メニューのInstagramにて紹介しております。

加工品、冷凍食品等は海外産も可能としておりますが、中国産は不可としております。ただ、調味料の成分で一部中国産が含まれている場合があります、代替品がない場合、使用しております。全て事前に原産地成分表を提出していただき、確認後の発注となっております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

町民に安心・安全な給食を提供するために、地元産の食材の使用割合を増やす取組について、今後、どのような方針を取っていく予定でしょうか。

○議長（松井孝恵）

芦口君。

○教育委員会学校給食センター所長（芦口正史）

お答えします。

地元産の作物を確保、活用するため、納入業者さんが地元農家さんと作付の際からの打合せ、また栄養士さんとメニューづくりに取り組んでおります。現在、季節の定番として、富田産のスイートコーン、岩崎産のキュウリ、岩田産のジャガイモ等々ございます。今後も引き続き地元農家さんの協力をいただきながら、地元産農作物を活用できるよう、メニューづくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

次に、学校給食用牛乳ストローの廃止について伺います。

今、町内の小・中学校では、子供たちが給食に出る牛乳をストローを使用せず、パックを手で開けて直飲みしていることをご存じでしょうか。知らなかったという方も多いのではないのでしょうか。いつからストローを廃止して直飲みをさせるようになったのか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

芦口君。

○教育委員会学校給食センター所長（芦口正史）

お答えします。

給食用牛乳につきまして、まず、公益財団法人和歌山県学校給食会を通じて日本酪農協同株式会社さんと給食用牛乳取引契約を締結しており、安定した供給を確保しております。

日本酪農さんより供給される給食用牛乳につきましては、統一して、令和6年度4月よりストローレス対応パッケージに変更されております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

ストローが廃止されたことによりまして、児童・生徒や保護者からたくさんの戸惑いの声が届きました。児童・生徒からは、牛乳が勢いよく出て気管に入り、むせた。パックを開けるのが難しい。こぼして服を牛乳まみれにしてしまった等の声がありました。こぼれるのは牛乳です。匂いも付着したまま、そのまま午後の授業を受けるのはつらいことでしょう。

また、注ぎ口が開いている状態で牛乳パックが倒れてしまった場合、一気に牛乳がこぼれてしまいます。そのときに牛乳アレルギーの子にかかってしまう可能性があることにも注意が必要です。

保護者からは、直飲みはお行儀が悪く思う。中学生の娘は直飲みを嫌がっていた。配膳の際、他人が触ったパックに鼻など顔の一部が触れてしまうのではないかと衛生面を心配する声もありました。

また、学校で牛乳を直飲みしているせいか、家でも1リットルほどの牛乳を直飲みする子もいたそうです。

牛乳パックのストロー廃止については時代の流れもあり、脱プラスチックの取組、環境に配慮するという点で理解はしております。ただ、児童・生徒や保護者がここまで戸惑うというのは、ストローレス牛乳パックへの円滑な移行ができていなかったのではないかと思います。ストローレス化への移行について、学校給食センターからのお知らせ等はきちんと行われていましたか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

芦口君。

○教育委員会学校給食センター所長（芦口正史）

お答えします。

先ほどもお答えさせていただきましたが、ストローレス化の移行につきましては、パッケージ変更が6年度ですが、6年度中は希望の学校へはストローを無償提供していた

だくということで前年度同様の運用を継続してまいりました。

先行してストローレス化に取り組んでいる近隣市町村の状況を確認しつつ、学校給食主任会にて切替え可能であるか、学校からの意見を集約してまいりました。試験的にストローレス化を試したクラスよりの報告で、低学年の子でも問題なく牛乳を飲めていること、また、直飲みにより最後まで飲み切ることができるようになったとの意見をいただきました。これにより、2学期末の学校給食運営委員会にてストローレスの取組を3月から各校で段階的に開始することを報告させていただきました。

3学期より各学校にて取組を開始。一部保護者から取組について、学校給食センターに問合せがありましたが、都度、状況を説明させていただいております。学校教室によっては、ストローが無償化支給されている間は使用すると判断するところもあったようです。

3学期末の学校給食運営委員会にて、令和7年度からのストローレス開始についての連絡をさせていただきました。令和7年度には学校給食だよりでストローレス化に取り組んでいることを報告させていただいており、今後、取組状況を学校給食だより等で逐次報告を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

令和7年度に学校給食だよりで取り組んでいることを報告したということで、取組前に保護者への案内は行われなかったということだと思います。私は小・中学校に子供が通っていますが、案内を受け取った記憶はありません。ある学校の校長先生に聞いたところ、学校から保護者への案内はしていない。学校給食センターから、ストローレス牛乳パックになりますと一方的に言われたとおっしゃっていました。

全国的に見ると、ストローレス牛乳パックへの円滑な移行ができるよう、保護者に案内文を配られている事例が見受けられます。今回のストローレス牛乳パックへの移行について適切であったとお考えでしょうか。

○議長（松井孝恵）

芦口君。

○教育委員会学校給食センター所長（芦口正史）

お答えします。

まず、ストローレスパッケージ対応の変更につきましては、上富田町の選択変更ではなく、日本酪農さんが配送している学校牛乳全て同時に行われたものです。日本酪農さ

んが牛乳を配送している学校におきましては、ストローレス牛乳パックのデザイン、また開けるときの衛生面において、苦情やトラブル等報告はないと確認してからの導入となっております。プラスチックごみ削減、環境意識の向上、SDGsの実践等、併せて説明していけたらと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

先ほども申しましたが、ストローが廃止されたことにより児童・生徒や保護者からたくさんのお苦しいの声が届いています。ストローレス牛乳パックへ移行することも事前に保護者へ説明されていません。もう一度お聞きしますが、今回のストローレス牛乳パックへの移行について適切であったとお考えでしょうか。

○議長（松井孝恵）

芦口君。

○教育委員会学校給食センター所長（芦口正史）

運営上問題ないと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

保護者に事前に案内しなかったことも特に問題ないという認識でしょうか。

○議長（松井孝恵）

芦口君。

○教育委員会学校給食センター所長（芦口正史）

お答えします。

学校の判断を仰いでおりますのと、学校給食運営委員会等、説明は1年かけて、報告はさせていただいておりますので、問題ないと考えております。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

案内しなかったのは学校の責任であるということなんですか。

○議長（松井孝恵）

芦口君。

○教育委員会学校給食センター所長（芦口正史）

お答えします。

学校給食運営委員会にはPTAの代表も来ていただいております。また、導入試験時には、保護者からもご意見いただきまして説明しておりますので問題ないと考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

今回の児童・生徒や保護者の声を芦口所長に届けた際、私は、けがや病気等、ストローなしの飲用が難しい場合や、いろんな考えの児童・生徒や保護者がいるので、直飲みの強制をせず、従来どおりストローを使用した飲用も可能とすると、柔軟な運用をしてほしいと要望しました。芦口所長からは、以前使用していたストローが余っているので、必要な児童・生徒には与えるようにするが、なくなれば追加で購入はしないということでした。

私が、では、ストローが必要な子は持参してもよいかと聞くと、衛生管理の関係で許可しないとの回答でした。1本ずつ包装されている個別のストローは衛生管理の観点でも問題はないと考えますが、今もこの考えにお変わりはありますか、お聞かせください。

○議長（松井孝恵）

芦口君。

○教育委員会学校給食センター所長（芦口正史）

お答えします。

学校給食の衛生管理基準を遵守するため、原則、食器等の持込みを許可しておりません。学校給食は多くの児童・生徒が同時に食事を取るため、個人持込み物の保管、使用、使用後の処分において衛生管理上の問題が生じる可能性があり、効率的な給食運営を妨げる可能性があるためです。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

以前使用していたストローが余っているので、必要な児童・生徒には与えるようにするが、なくなれば追加で購入はしないというお考えにお変わりはありますか。

○議長（松井孝恵）

芦口君。

○教育委員会学校給食センター所長（芦口正史）

手のけが等必要な子にはきちんと配布しておりますので、まずはなぜストローが必要なのかというのを丁寧に説明してまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

担任の先生によってはストローの使用を許可せず、直飲みを強要する先生もいるとお聞きしましたが、把握されていますか。

また、どのように思われるのか、指導を行うのかお聞かせください。

○議長（松井孝恵）

芦口君。

○教育委員会学校給食センター所長（芦口正史）

お答えします。

ストローレス牛乳パックであり、ストローなしで飲んでいただいても問題ないものではありますが、手のけが等でパックの開閉が難しい児童・生徒にはストローを配布いただいております。直飲みを強要してはおりません。現在は個人的な理由でストローを希望する児童・生徒にも配布を行っていただいておりますが、先ほど言いましたとおり、SDGsの観点から環境への配慮の大切さを分かっていたら、納得していただくように食育教育を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

直飲みを強要はしておりませんとのことですが、私は中学校の生徒複数から、担任の先生にストローの使用を拒否され、直飲みを強要されたと聞いています。答弁と矛盾しているのですが、きちんと聞き取り等は行っていただけたのでしょうか。

○議長（松井孝恵）

芦口君。

○教育委員会学校給食センター所長（芦口正史）

お答えします。

先ほども申し上げたとおり、まず、手のけが等でパックの開閉が難しい児童・生徒にはストローを配布していただいております、直飲みを強要してはおりません。個人的な理由につきましてはただいま配布を行っていただいておりますが、SDGsの観点から環境への配慮の大切さを納得していただけるように食育教育を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

聞き取りは行っていただけたのでしょうかというのを聞いているんですけども、いかがですか。

○議長（松井孝恵）

芦口君。

○教育委員会学校給食センター所長（芦口正史）

聞き取りは行っております。また、配布するようには通達しております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

配布ということは、また聞き取り内容を配布していただけるということですか。

○議長（松井孝恵）

芦口君。

○教育委員会学校給食センター所長（芦口正史）

ストローを供給していただくということでお願いしております。

○議長（松井孝恵）

暫時休憩いたします。5分間休憩いたします。4時20分再開でお願いします。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時17分

○議長（松井孝恵）

それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

教育委員会事務局長、瀬田和哉君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

すみません、山本議員の質問にお答えさせていただきます。

まずは、先ほどの質問にバックするんですけれども、令和5年、6年と給食主任会のほうでストローレスに向けて、教育委員会のほうは学校のほうと一応段取りをしてきた経過がございます。その際に先ほど言いました個別に文書を配布するとか、そういった対応はしてございません。ですので、こちらが給食主任会を通じて、一応生徒さんのほうにそういう方向性で取り組んでいくよということを学校側に一応お知らせしたという形は取らせていただいておりますけれども、それをもって確認したということは、個別に確認をしたとか、そこまでの教育委員会としての確認は取ってございません。ですので、例えば文書が来なかったとか、ストローレスになるのは知らなかったということはひょっとしたら起こり得たかも分からないということでご了承いただきたいということと、あと、もう一点なんですけれども、ストローレスに対して、一応令和7年4月から取り組んでおるわけでございますけれども、その際にこれも学校給食主任会の先生方から通じて、学校のほうでストローレス対応をお願いしますと。6年から、5年、6年と取り組んで、7年度以降実施に至った経過がございます。

一応目的はSDGsというところでやはりストローレス、ストローを、プラスチック、廃プラをなくすという目的がございますので、それを使うなということではなくて、そういった使わないことによって環境の教育を学校として取り入れていくと、構造上取り入れていくと。それに対して先ほど芦口が説明しましたような手の不自由な方であったりとか、そういった方に対してはストローの準備はさせていただきたいと考えております。

あと、エチケット上の問題については、丁寧な説明ができていなかったことに対してはおわび申し上げたいと思います。ただ、今後、向かっていく方針としましては、ストローレスということに対して、学校としてもストローを使わない方向性を一応生徒さんに懇切丁寧に分かっていただくように説明しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

もう結構です。

そもそも給食に牛乳が出ることは、学校給食法に規定されているということもあ

すが、アレルギーなど体質上の理由で牛乳を拒否している児童・生徒が少なからずいる
と思います。また、このほかにビーガン、動物愛護、思想、信条の理由等からも牛乳を
拒否したいとする児童・生徒がいるのではと思いますが、当町の現状はいかがでしょう
か。

○議長（松井孝恵）

芦口君。

○教育委員会学校給食センター所長（芦口正史）

お答えします。

上富田町では、学校給食については選択制を取っておらず、全員に提供しております。
アレルギー以外の理由の欠食希望につきましては、本人、保護者、学校間での話し合いを
いただき、相当の理由があると学校が認めた場合に欠食届を提出していただいております。

牛乳につきましては理由を問わず、保護者の判断で学校に対して牛乳欠食届を提出し
ていただいております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

牛乳を拒否する場合、診断書が必要になる自治体もあるようですが、当町ではどのよ
うになっていますか。

また、牛乳を拒否する場合は、給食代から牛乳代相当額を減額されていますか。

○議長（松井孝恵）

芦口君。

○教育委員会学校給食センター所長（芦口正史）

お答えします。

牛乳につきましては、乳アレルギーでなくても、おなかに不調を来す場合があるため、
保護者の判断で牛乳欠食届を提出していただいている経緯があります。牛乳欠食の届出
提出者には、給食代から牛乳代相当の減額をしております。現在、無償化ではありません
が、令和7年度は給食1食から単価70円を減額しております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

アレルギーではなくとも、牛乳を飲むとおなかが痛くなるなど、体に合わない子もいます。牛乳が体に合わない子供に飲むことを促すのは、給食の時間が憂鬱な時間になりかねません。私は、学校給食における牛乳の提供の在り方について再構築する必要があるのではないかと考えています。おらずに合わせて、もっと柔軟に飲物を変えるべきだと思います。

給食の献立を見ますと、ほぼ毎日飲物は牛乳で、月に一、二回ジョアがあります。牛乳やジョアは和食に合わないと思います。和食を食べるときに牛乳を飲みたいという人はなかなかいないと思います。

学校給食法には、第2条、学校給食の目標として、「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」と同時に、「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること」も達成されるように努めなければならないと明記されています。つまり和食という伝統的な食文化を子供たちに伝えていくという観点からも、和食の献立の日に牛乳を提供しないというのは学校給食の目標にかなっていないのではないのでしょうか。ほか自治体の取組を見ても、和食の日は牛乳ではなく、お茶を提供しているところもあります。給食における牛乳提供の見直しについて、検討の余地があるのではないかと考えますが、見解をお聞きします。

○議長（松井孝恵）

芦口君。

○教育委員会学校給食センター所長（芦口正史）

お答えします。

まず、学校活動時の水分補給には、水筒の持参を学校で許可していただいております。

学校給食法では、子供たちに必要な栄養が摂取できる給食の提供に努めるようにしております。学校給食における学校給食摂取基準では、カルシウム摂取量を1日に必要な量の50%を基準値としております。牛乳パック200ミリリットルパックで1日に必要なカルシウムの3分の2を摂取できます。1回に取る量で考えると、カルシウムを多く含み、吸収率も高いものになります。

カルシウムは、児童・生徒の成長時における骨や歯をつくるために必要なだけでなく、神経興奮の抑制や筋肉の収縮などにも働いている栄養素で、いらいらなどの精神興奮を静めるのにも役立つと言われております。

牛乳代替のカルシウム摂取飲料として、先ほど言われましたジョアの日もございます。ただ、牛乳にはカルシウム以外にもビタミンAやB2などのビタミン、必須アミノ酸などの良質なたんぱく質、ミネラルなども多く含んでおります。食事のみで同量の栄養を摂取するのはなかなか難しいため、牛乳による栄養補完は必要であると考え、提供して

おります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

これで質問を終わります。

○議長（松井孝恵）

これで、5番、山本哲也君の質問を終わります。

△延 会

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は6月19日午前9時となっておりますので、ご参集をお願いいたします。お疲れさまです。

延会 午後4時26分